

子育て支援ガイドブック

子育て あつたかナビ 2020



多可町

はじめに

豊かな自然に恵まれた多可町には、のびのびと子育てできる環境があります。そして人が温かく、まち全体で子育てを応援しようと取り組んでいます。「子育てあつたかナビ 2020」は、現在子育て中の方や、これから多可町で子育てをする方を応援する様々なサービスを紹介しています。令和2年度から、待望の「ファミリーサポートセンター」の開設や子育てコンシェルジュ、電子母子手帳のアプリのサービスなども始めます。また、在宅等育児手当を創設し、在宅での育児を支援するとともに、新たに町内の小学校に「学習支援員」を配置して教育の充実を図ります。さらに、子育て・若者世帯に対する、あつたか家族多世代住宅助成の拡充や、中古住宅を購入される場合の助成額を増額するなど子育て世帯への支援を厚くし、子育てしやすい環境をご用意しています。子育てについて、困ったことや知りたいことがあるときは、この子育てあつたかナビ 2020をご利用ください。

もくじ

妊娠・出産・子育て相談窓口	P 02
● 子育て世代包括支援センター アスパルきっず	
子育てに関する相談窓口	P 03
● 子育てふれあいセンター利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ)	
● 子育てふれあいセンター	
ファミリー・サポート・センターたか	P 04
● ファミリー・サポート・センターたか	
育児ガイド	P 06
● こどもの健康づくり	
妊娠に向けて	P 07
● 特定不妊治療費助成事業	
● 不育症治療費助成事業	
妊娠がわかったら	P 08
● 母子健康手帳交付と健康相談	
● 妊婦健康診査費助成事業	
● 妊婦訪問	
● 子育て(母子手帳)アプリ	
赤ちゃんが生まれたら	P 09
● 出生届 ● 出生お祝い品	
● 健康保険の加入手続き	
● 出産育児一時金	
● 新生児聴覚検査費用助成事業	
● こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)	
● 産婦健康診査費用助成事業	
● 産後ケア費用助成事業	
お子さんの健康・相談	P 11
● 乳幼児健診・育児教室・発達相談等	
● すこやか相談(就学までの乳幼児)	
● のびのび子育て相談(希望者)	
● サポートファイル	
● ひきこもり相談	
● 気ままな居場所「たかたか」	
● 家庭児童相談	
● 予防接種	
● 小児インフルエンザ予防接種助成事業	
● 乳幼児任意予防接種費助成(任意)	
各種手当や支援制度	P 16
● 児童手当	
● 在宅等育児手当	
● 乳幼児等福祉医療助成事業	
● こども福祉医療助成事業	
● 未熟児養育医療費給付事業	
● 公費医療自己負担助成事業	
ひとり親家庭等への支援	P 22
● 児童扶養手当	
● 母子父子寡婦福祉資金貸付金	
● 母子等福祉医療助成事業	
● 自立支援教育訓練給付金	
● 高等職業訓練促進給付金	
● 高等職業訓練促進資金貸付金	
● 上下水道等使用料福祉助成制度	
● 母子・寡婦・父子家庭等相談	
● 面会交流・養育費	
障害をお持ちのお子さんへの支援	P 26
● 特別児童扶養手当	
● 障害児福祉手当	
● 児童福祉法による障害福祉サービス	
● 日常生活用具	
● 補装具費支給	
認定こども園・保育施設	P 29
● 認定こども園 ● 小規模保育施設	
● 保育共通カリキュラム	
● 通園バス ● 保育料	
保育料無償化	P 32
● 3歳~5歳の保育料無償化について	
小・中学校	P 34
● 小学校 ● 中学校	
● 転入・転校の手続き ● 学力向上	
● 多可町つ子いきいき献立	
子育て支援	P 35
● 放課後児童クラブ(学童保育)	
● 教育・保育施設の早期・延長	
● 病児保育	
● 一時預かり	
● 多可町子育て家庭ショートステイ	
● 養育支援訪問事業(ヘルパー派遣・専門的訪問支援)	
子育て支援 ☆体験や交流の場☆	P 39
● 児童館	
社会教育 ☆学校・家庭・地域連携☆	P 39
● 放課後子ども広場事業	
● 学校支援活動	
社会教育 ☆様々な体験活動☆	P 40
● ハートフルスクール事業	
● 地域家庭教育支援事業	
● 中学生ボランティア	
● なつチャレ(青少年体験活動)	
● あつたかわくわく子供教室	
定住促進事業	P 43
● あつたか家族多世代住宅助成事業	
● 結婚新生活支援事業	
● 住宅ローン利子助成事業	
● ハイランドかみの郷 宅地分譲若者世帯支援特例制度	
● ハイランドかみの郷 分譲地購入者 新築助成制度	
● 中古住宅購入助成事業	
● 空き家活用支援事業(子育て支援タイプ)	
● 子育て・若者世帯向け 特別賃貸町営住宅	
● 森のようちえんへの支援	
イベント・教室に参加しよう	P 46
● 多可町子ども芸能祭	
● 杉原紙年賀状全国コンクール	
● おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展	
● おもしろ算数・数学講座	
おでかけガイド	P 47
● 図書館	
● 那珂ふれあい館	
● 多可町文化会館 ベルディーホール	
● 多可町余暇村公園	
● chattanaの森・café chattana	
● ネイチャーパークかさがた	
● 多可の森健康ウォーキング	
● その他の観光	
スポーツ	P 49
● 多可町立温水プール サンスイム・カミ	
● アスパルアリーナ	
● 中央公園グラウンド・町民プール	
● ガルテン八千代	
● ジュニアスポーツ	
役場以外の相談窓口	P 50
● 子ども悩み相談	
● 妊娠に関する相談	
● 虐待・DVに関する相談	
● ひきこもり・不登校・いじめ・ほっとらいん相談	
● アルコール問題に関する相談	
子どもの救急	P 52
● 電話相談 ● インターネット情報	
医療機関一覧	P 52
● 病院・医院・診療所 ● 歯科医院	

妊娠・出産・子育て等に関する相談窓口

子育て世代包括支援センター アスパルきっず

健康課 ☎ 0795-32-5121

USPAL KIDS

アスパル きっず

妊娠・出産・子育ての相談窓口です

産前産後の身体や心のこと、子どもの発育や発達のこと、子育て中の悩みなど、気になることがあればお気軽にご相談ください。保健師や管理栄養士が応じます。妊婦さんや子育て中のお母さん、お父さん、ご家族が安心してすごせるように、切れ目のないサポートを目指します。



例えば

- 子育て情報教えて！
- 初めての妊娠・出産で不安。どんなサービスがあるの？
- 赤ちゃんが泣きやまず、子育てが楽しくない。
- 子どもに関するこんなこと、どこに相談したらいい？
- 赤ちゃんの体重が増えているか心配。
- 離乳食を食べてくれない。
- 子どもの発達が気になる。

ひとりで悩まないで、ご相談ください。私たちは、あなたの子育て応援団です！

TEL: 0795 (32) 5121 FAX: 0795 (32) 1937

【時間】月～金曜日 8:30～17:15 (土・日、祝日、年末年始は除く)

【住所】多可町中区岸上 281-51 (アスパル内)



子育てに関する相談窓口

子育てふれあいセンター利用者支援事業（子育てコンシェルジュ） 子育てふれあいセンター ☎ 0795-32-2816

子育てふれあいセンターで、遊びながら気軽に相談を!!

子育て中のいろいろな悩みごとや、困りごとに、子育てコンシェルジュが、一人ひとりに寄り添い、必要な情報を提供したり、適切な支援機関を紹介したりします。

こんなときは・・・ひとりで悩まないで、まずご相談ください。



子育てふれあいセンター

☎ 0795-32-2816

乳幼児を中心とした親子が集い、相互に交流や情報交換する場や安心して遊べる場を提供しています。子どもの健やかな育ちを促進する子育て支援拠点として設置しています。

所在地	使用時間	休館日	職員配置
多可町中区岸上 224 番地 17 (旧中町幼稚園)	午前 9 時～午後 4 時	土・祝 12/29～1/3	職員 (1人) 子育て指導員 (1人) 補助員 (4人)

[対象者] 町内在住の就学前の乳幼児とその保護者

- [事業内容]
- ① 子育て相談
 - ② 子育てに関する資料や情報の収集及び提供
 - ③ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ④ 講演会や学習会の開催など

[センター事業]		[共催・連携事業]
・学習会	(月 1 回)	・リユース会
・親子遊び	(月 1 回)	・小学校交流 (全校)
・出張ひろば	(月 1 回)	・トライヤー受け入れ
・わくわく交流会	(年 10 回)	・中学校交流 (全校)
・赤ちゃんひろば	(月 1 回)	・高校交流 (多可高)
・にこにこ教室	(月 2 回)	・地域交流 (随時)
・年度別親子活動	(月 2 回)	・たかっこフェスタ (児童館との共催)

ファミサポ

2020 START

地域の子どもたちをみんなで見守りませんか？



子育ての援助をしてほしい人



子育ての援助ができる人

ファミサポってなに？

ファミリー・サポート・センター(ファミサポ)は、地域で育児を「援助してほしい人」と「援助ができる人」の橋渡しをし、子育てを助け合う会員制の有償ボランティア組織です。



どっちもできる人

おねがい会員

[おねがい会員の対象]
子どもの送迎や預かりを頼みたい人

[おねがい会員の条件]
・多可町内に住所を有している人
・小学6年生までの子どもと同居する保護者

まかせて会員

[まかせて会員の対象]
子どもの送迎や自宅などでの預かりができる人

[まかせて会員の条件]
・多可町内に住所を有している20歳以上の人
・心身ともに健康で子育ての援助活動に理解と熱意がある人
・指定の講習会の受講を修了した人

どっちも会員

[どっちも会員の対象]
場合によっては預けることも預かることができる人

[どっちも会員の条件]
・おねがい会員、まかせて会員両方の条件を満たす人

ファミサポの流れ

1 お申込



2 マッチング



3 打ち合わせ



4 当日



ファミサポ

2020 START

サポートメニュー



こんな援助をします。

- ・保育施設や放課後児童クラブなどの送迎や開始前・終了後の預かり
- ・冠婚葬祭や学校行事の際の預かり
- ・買い物など外出時の預かり など



こんな援助はできません。

- ・子どもの宿泊
- ・病児・病後児の送迎、預かり
- ・家事のお手伝い
- ・宿題や勉強 など

対象年齢

生後 6 か月から小学 6 年生まで

利用料金

曜日	時間	利用料金 (30 分あたり)
月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	午前 7 時から 午後 9 時まで	300 円
	上記以外の時間	400 円
土曜日・日曜日・ 祝日・年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)		上記料金に 100 円加算

・利用料金は、[おねがい会員からまかせて会員へ直接支払](#)います。

お問い合わせ

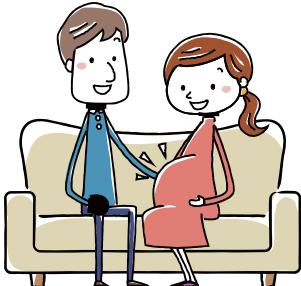
ファミリーサポートセンターたか事務局
(子育てふれあいセンター)

TEL : 0795-32-5135

まずは、お気軽にお問い合わせください。

ファミサポのご利用について

- ・入会金、年会費は無料
- ・万が一に備えて各種保険に加入します
※会員による負担はありません。
- ・ママ友同士での利用もOK
※まかせて会員になるには指定の講習の受講が必要です。



1. 妊娠

[サポート]

- ・母子健康手帳交付（健康相談・栄養相談）
- ・妊婦歯科健診
- ・妊婦訪問

[助成金]

- ・特定不妊治療費助成
- ・不育症治療費助成
- ・予防接種費（風しん）助成
- ・妊婦健康診査費助成



2. 出産

3. 新生児期（～1か月）

[サポート]

- ・こんなにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）

[助成金]

- ・新生児聴覚検査費助成
- ・産婦健康診査費助成
- ・産後ケア費助成
(宿泊・日帰り・授乳指導・訪問)



4. 乳児期（～1歳まで）

[サポート]

- ・すくすく2か月児教室
- ・4か月児健診
- ・もぐもぐ離乳食教室
- ・10か月児育児教室

[健康・発達サポート]

- ・予防接種
- 定期予防接種
- 乳幼児任意予防接種費助成
- 小児インフルエンザ予防接種
- ・のびのび子育て相談
- ・すこやか相談
- 運動発達相談
- ことばの相談
- 心理士相談
- 医師相談



5. 幼児期（1歳～就学前）

[サポート]

- ・1歳6か月児健診
- ・2歳児育児教室
- ・3歳児健診
- ・5歳児発達健診



6. 小学校入学

特定不妊治療費助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

体外受精および顕微授精（特定不妊治療）を受けられるご夫婦に対し、経済的な負担軽減を図るため、治療費の一部を助成します。

[対象者] 以下のすべての要件を満たす人

- ① 法律上婚姻しており、特定不妊治療を実施した期間及び申請日に、夫婦の両方または一方が多可町に住所を有していること。
- ② 兵庫県特定不妊治療費の助成を受け、かつ兵庫県以外の助成を受けていないこと。
- ③ 町税を滞納していないこと。

[助成額] 指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した費用の額から、県の助成額を控除した額1回あたり**上限5万円**

[申請方法]

兵庫県特定不妊治療費の助成の決定を受けた日から起算して90日以内に次の書類を添えて申請してください。

- ① 多可町特定不妊治療費助成金交付申請書（町のホームページからダウンロードできます。）
- ② 指定医療機関が発行した領収書の写し、または特定不妊治療受診等証明書
- ③ 兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- ④ 法律上婚姻関係があることを証明できる書類（多可町の住民登録で確認できない場合のみ必要です。）
- ⑤ 夫婦の一方が多可町に住民登録がない場合、住民票等住所のわかるもの
- ⑥ 印鑑（ご夫婦それぞれ別々の印鑑をお持ちください。）
- ⑦ 振込先のわかる通帳等

不育症治療費助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

不育症とは、2回以上流産や死産を繰り返す状態のことです、決してめずらしいものではありません。

不育症の検査や治療を受けることで、出産できる可能性が高くなります。

多可町では、経済的な負担を軽減し、子どもを望む夫婦が安心して子どもを産み、育てることができる目的として、不育症治療費用の一部を助成します。

[対象者] 以下のすべての要件を満たす人

- ① 多可町に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ② 検査及び治療開始期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ③ 2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること。
- ④ 前年（申請日が1月から5月までの場合は、前々年）の夫婦合算の所得額が730万円未満であること。
- ⑤ 他の自治体が実施する不育症の治療等の助成を受けていないこと。
- ⑥ 町税の滞納がないこと。

[助成内容] 医師の診断を受け、医療保険が適用されない**検査及び治療費の1/2を1年間に15万円**を上限として助成します。

- ① 不育症の検査（不育症のリスク因子の検査※詳しくは健康課までお問い合わせください。 / 縊毛染色体検査）
- ② 不育症の治療（低用量アスピリン療法 / ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む。））

[申請方法] まずは、検査や治療内容が助成対象になるか健康課までお問い合わせください。申請方法を説明します。
来所時は、医療機関の領収書、診療明細書をお持ちください。

[申請期間]

治療等を実施した日の属する年度の3月31日まで

※当該年度の4月1日～3月31までの治療期間が対象です。

※治療が終了していない構いません。

妊娠がわかったら

母子健康手帳交付と健康相談

健康課 ☎ 0795-32-5121

[日時]

月2回 ※健康づくりカレンダー（多可町ホームページ）をご確認ください。

[内容]

母子健康手帳交付と妊婦健康相談、栄養相談

[申請に必要なもの]

妊娠届出書、印鑑、個人番号がわかる書類（個人番号カード、番号通知カードなど）

※個人番号カード以外の場合、別途本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

妊婦健康診査費助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

妊婦健康診査にかかる費用（保険適用外分）を助成します。

母子健康手帳交付時に助成券をお渡しします。

[対象者]

町内に住所を有する妊婦

[助成券]

10万円（上限） ※妊婦健診費用が助成額を超える場合、超過料金はご本人負担となります。

[申請に必要なもの]

印鑑、本人確認書類（運転免許証など）

妊婦訪問

健康課 ☎ 0795-32-5121

妊娠中に保健師や管理栄養士等が訪問し、妊娠や出産などについての相談に応じます。

子育て（母子手帳）アプリ

健康課 ☎ 0795-32-5121

妊娠期や子育て期がスタートしたら、わからないこと、知りたい情報がたくさんーそんなパパママを応援します。

妊娠婦や子どもの健康記録、自分の子どもに合った予防接種の通知、子育て・イベント情報など、子育て中に便利な機能が詰まったスマホで利用できるアプリを導入します。

導入時期は令和2年7月頃を予定しています。詳しくは広報や乳幼児健診会場等でお知らせする予定です。

赤ちゃんが生まれたら

出生届

住民課 ☎ 0795-32-2383

赤ちゃんが生まれた日を含めて 14 日以内に出生届を住民課または地域局に提出してください。

[持ち物]

- ・届出書 1 通（医師・助産師等による出生証明書がついているもの）
- ・届出人の印鑑、母子健康手帳

出生お祝い品

住民課 ☎ 0795-32-2383

出生届の際にお祝いとして、町から絵本 2 冊、播州織の絵本袋、
特産のこんにゃくスponジ「つやの玉」をお贈りしています。



健康保険の加入手続き

住民課 ☎ 0795-32-2383

赤ちゃんが生まれたら、健康保険の手続きをしてください。国民健康保険の場合は、出生届の際に被保険者証を交付します。社会保険の場合は、勤務先に被扶養者異動届を提出してください。

出産育児一時金

住民課 ☎ 0795-32-2383

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。

[支給額] **42 万円**（産科医療保障制度に未加入の医療機関等での出産の場合は、39 万円）

■ 支給方法（直接支払制度）※医療機関等への支払いが必要ない方法

かかった出産費用を多可町国保から医療機関等へ支払う方法で、直接支払制度といいます。

出産費用が 42 万円（39 万円）を超えた場合は、その超えた金額を医療機関等へ支払っていただき、超えなかった場合は、申請により後日差額分を世帯主等に支給します。

[利用方法]

出産予定医療機関で制度利用の合意文書を取り交わします。

[手続きに必要なもの]

- ・国民健康保険証
- ・印鑑（医療機関によっては必要）
- ・限度額適用認定証（帝王切開等の場合のみ）

■ 支給方法（世帯主が支給額を直接受け取る方法）

[申請時期]

出産後

[申請に必要なもの]

- ・国民健康保険証
- ・通帳等の振込先口座番号がわかるもの
- ・母子手帳等出生を証明できる書類（死産・流産の場合は医師の証明書）
- ・医療機関から交付される「直接支払制度に同意しない旨の文書」

[申請先]

役場住民課、加美地域局、八千代地域局

新生児聴覚検査費用助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

耳の聞こえ（聴覚）の問題を早期に発見するために有効な新生児聴覚検査費用を助成します。
検査は出産された産婦人科等で実施しています。

[対象者] 新生児聴覚検査時に多可町に住所を有する保護者

[助成額] **7,500円(上限)** ※新生児聴覚検査費用が助成額を超える場合、超過料金はご本人負担となります。

[申請に必要なもの] 母子手帳申請時に、印鑑、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。

こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）

健康課 ☎ 0795-32-5121

赤ちゃんが生まれたご家庭に、保健師等が訪問します。

[対象者] 生後4か月までの赤ちゃん

産婦健康診査費用助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

出産後、お母さんからだや気持ちの回復状態等を確認する産婦健康診査の費用を助成します。

[対象者] 町内に住所を有する産婦

[助成額] **5,000円(上限)** ※産婦健診費用が助成額を超える場合、超過料金はご本人負担となります。

[持参物] 母子手帳申請時に、印鑑、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。

産後ケア費用助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

出産を終え、育児に慣れない時期に、お母さんと赤ちゃんが安心して過ごせるように、
産後ケアでお母さんの体調管理、赤ちゃんの発達・発育確認、授乳指導、育児相談等を行います。
それらを利用するための費用を一部助成します。

[助成額]

産後ケア費用助成一覧表		宿泊型ケア	日帰り型ケア	授乳指導型ケア	訪問型ケア
	対象者	出産後4か月末満の産婦で下記の両方に当てはまる人 ・産後に体や気持ちの不調をきたした人 ・周囲からの援助が受けられない人		・産後12か月末満の産婦で乳房ケアが必要な人 ・母乳育児に不安がある人	
	実施場所	病院等に宿泊	病院等に通院		自宅等に助産師が訪問
	内容	・お母さんの体調管理（乳房ケア含む） ・赤ちゃんの発育・発達確認 ・沐浴・授乳指導・食事の提供 等		・助産師による乳房マッサージ ・授乳指導 ・育児指導 等	
	利用日数	原則6泊7日以内	原則7日以内	3回以内	
	助成上限額	22,500円/日	13,500円/日	3,500円/回	
	※生活保護世帯は全額助成します。				
	自己負担額	2,500円/日	1,500円/日	500円/回	
	※保険適用分、交通費、助成額を超えた分等は別途費用がかかります。				

※利用するには、事前申請が必要です。※指定の医療機関がありますので、ご希望の方はお問い合わせください。

お子さんの健康・相談

乳幼児健診・育児教室・発達相談等

健康課 ☎ 0795-32-5121

保健師等による赤ちゃんの慎重や体重の計測、離乳食相談、小児科医・歯科医による診察や心理士による子どもの成長や育児についての相談を行っています。

年齢	乳幼児健康診査	育児教室	内容
0歳		こんにちは赤ちゃん(新生児)訪問	赤ちゃんが生まれたら、保健師が家庭訪問します。
		すくすく2か月児教室	身体計測、保健師・栄養士・子育てふれあいセンターによる話と相談
	4か月児健康診査		身体計測、医師診察、保健師・栄養士による相談
		もぐもぐ離乳食教室	離乳食の基本やポイントについての話、栄養士による実演と栄養相談
		10か月育児教室	身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による話、個別相談
1歳	1歳6か月児健診		身体計測、医師診察、歯科健診(親と子)、保健師・栄養士・歯科衛生士による相談、心理士・言語聴覚士の相談(必要な人)
2歳		2歳児育児教室	身体計測、食事・おやつや歯磨きについての話、栄養士・歯科衛生士による相談
3歳	3歳児健診		身体計測、医師診察、歯科健診(親と子)、保健師・栄養士・歯科衛生士による相談、心理士の相談(必要な人)
5歳	5歳児発達健診		医師・心理士による発達確認(各園に巡回します)

※いずれも個別通知があります。

すこやか相談(就学までの乳幼児)

健康課 ☎ 0795-32-5121

相談名	内容	対象	回数
運動発達相談	理学療法士による相談	運動発達のゆっくりなお子さん(ハイハイが苦手、上手に座れない、歩かない 等)	2か月に1回(奇数月)
ことばの相談	言語聴覚士による相談	ことばの発達で心配なお子さん(ことばがゆっくり、発音が不明瞭 等)	年3回程度
心理士相談	心理士による相談 発達検査	発達面で気になるお子さん(集団での指示が伝わりにくい、友達とうまく遊べない、落ち着きがない、こだわりがある 等)	月2~3回
医師相談	専門医師による相談 就学に向けての相談など	発達面で気になるお子さん(心理士相談後、医師相談が必要と判断されたお子さん、希望者 等)	月1回程度

※相談希望者は、事前に健康課保健師までお申し込みください。

のびのび子育て相談（希望者）

健康課 ☎ 0795-32-5121

保健師・管理栄養士による相談や身体計測を行います。奇数月には、保育士による遊び方（体を使った遊びや絵本の読み聞かせなど）をお伝えします。

【対象者】 乳幼児健診や教室等で、発育・発達面の確認が必要と判断された方やお子さんの育てにくさ等を感じ、関わり方を相談したい人

【日時】 月1回（健康づくりカレンダーをご確認ください。）
※参加希望者は事前に健康課までお申し込みください。

サポートファイル

健康課 ☎ 0795-32-5121

「小さいときからずっと友だち関係がうまくいかない」
「先生の話が聞けなくてよく注意される」
「運動は得意だけど、漢字が全く覚えられない」
「持ち物の準備や整理ができない」
「今は親が何とか支えているけど、中学校や高校では先生の援助がないと苦戦しそう」など

上記のような「気になる子」は、持って生まれた発達特性（強い個性）ゆえに発達に大きな凸凹が生じやすく、生活や学習上で配慮が必要となってきます。「サポートファイル」は、こうした何らかの支援を必要としている子どもの発達を応援するツールです。

保護者と学校園の先生が相談をしながら一緒に支援計画等を作成し、就学・進学時にも次校園へ引き継いでいくことで、一貫した支援を長期的に積み上げていくことができます。

「うちの子どもにも必要なかな」と思われたら、通っておられる学校園や健康課までお気軽にご相談ください。

ひきこもり相談

健康課 ☎ 0795-32-5121

学校に行きにくい、外出しにくいなどの相談に応じています。

【対象者】 ひきこもり者本人や家族を対象

【相談の方法】 面接、訪問での相談ができます。 ※要予約 ※費用は無料です。

気ままな居場所「たかたか」

健康課 ☎ 0795-32-5121

学校に行きにくい、外出しづらい等の状態にある人が、自分のペースでゆっくり過ごすための「居場所」です。
毎回楽しいイベントと、挽きたてコーヒー・飲み物をご用意してお待ちしています。
開設時は、相談員が在席します。ご相談をご希望される方は、事前にお問い合わせください。

【対象者】 学校に行きにくい、外出しづらい等の状態にある人、またはそのご家族見学のみも可能です。
※年齢制限はありません。

【場 所】 多可町子育てふれあいセンター（旧中町幼稚園）
多可町中区岸上 224-17

【開設日】 毎月第3水曜日 午後

【お申し込み・お問い合わせ先】

健康課、もしくは認定特定非営利活動法人コムサロン 21

認定特定非営利活動法人
コムサロン 21

TEL : 079-224-8803

平日 10時～18時

MAIL : info@com21.or.jp



お申し込み QR コード

お子さんを育てていくことは、とても大変なことです。色々な悩みや不安、心配事に出会います。そんな時はひとりで悩まずにご相談ください。お子さんや家庭に関する様々な悩みや心配事に応じ、専門の相談員がみなさんと一緒に考えていきます。

どんな相談ができるの？

子育てについて

- ・子どもとのかかわり方がわからない
- ・子育てに疲れた
- ・イライラして子どもを叩いてしまう
- ・子どもをかわいいと思えない

心と体の発達について

- ・言葉が出るのが遅い
- ・子どもに育てにくさを感じる
- ・障がいのある子の相談をしたい

子どもの性格について

- ・落ち着きがない
- ・友だち関係が心配

養育について

- ・子どもを育てられない
- ・虐待されている子の発見

学校生活について

- ・不登校
- ・行きたがらない

相談の方法は？ ● 電話・面接・訪問での相談ができます。 ● 認定こども園でも相談日を設けています。

家庭相談員窓口

相談日	月～金曜日（祝日・年末年始は休み）
時間	8時30分から17時15分まで（12～13時は除く）
場所	多可町教育委員会 こども未来課

巡回子育て相談

場所	曜日	時間
キッズランドかみ	第3木曜日	13時30分～16時00分
キッズランドやちよ	第3水曜日	13時30分～16時00分
みどりこども園	第4火曜日	10時00分～12時00分
あさかこども園	第2水曜日	9時30分～12時00分
四恩こども園	第1木曜日	10時00分～12時00分

★ 費用は無料です。 ★ 秘密は堅く守られます。 ★ 子どもや家庭に関する相談を受け付けます。

★ 子ども本人、家族、認定こども園・学校などの職員、地域の人、どなたでも相談ができます。

★ 相談によっては、他の機関を紹介したり連携をとります。 ★ 児童虐待に関する連絡（通告）も受け付けています。「虐待かしら？」と思ったら迷わず連絡を！

予防接種法に基づく定期予防接種を下記のとおり行います。それぞれの予防接種には接種期間が定められており、期間を過ぎると任意接種（有料）となります。

子どもの予防接種【定期】

※令和2年4月現在（注1）

	接種名		対象年齢	標準的な接種期間
乳 幼 児	ビブ (注2)	初回	生後2月から生後60月に至るまで	生後2月から 生後7月に至るまで
		追加		初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく
	肺炎球菌 (注2)	初回	生後2月から生後60月に至るまで	生後2月から 生後7月に至るまで
		追加		生後12月から 15月に至るまで
	B型肝炎		生後1歳に至るまで	生後2月に達した時から 生後9月に達するまで
	四種混合 (ジフテリア・百日咳 破傷風・ポリオ)	1期初回	生後3月から生後90月に至るまで	生後3月に達した時から 生後12月に達するまで
		1期追加		1期初回接種（3回）終了後 12月から18月までの間隔をおく
	B C G		生後1歳に至るまで	生後5月に達した時から 生後8月に達するまで
	水痘	1回目	生後12月から生後36月に至るまで	生後12月から生後15月に達するまで
		2回目		1回目の接種終了後6月から 12月までの間隔をおく
児 童	麻しん風しん混合 (MR)	1期	生後12月から生後24月に至るまで	
		2期	5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	
	日本脳炎 (注3)	1期初回	生後6月から生後90月に至るまで	3歳に達した時から 4歳に達するまで
		1期追加		4歳に達した時から 5歳に達するまで
	日本脳炎2期（注3）		9歳以上13歳未満	9歳に達した時から 10歳に達するまで
	二種混合（DT）2期		11歳以上13歳未満	11歳に達した時から 12歳に達するまで

(注1)

令和2年10月から、ロタウイルスワクチンが定期予防接種になります。詳細は、対象者に別途ご案内します。

(注2)

ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンについては、接種開始時期により接種回数が変わってきます。

★接種の順序や時期などに疑問があれば、かかりつけ医や健康課にお問合せください。

(注3) 日本脳炎予防接種の接種時期の緩和について

平成12年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、日本脳炎の予防接種の機会を逃していることがあるため、接種期間が延長され、20歳未満まで定期接種を受けることができます。母子健康手帳を確認し、接種が済んでいない人は、早めに受けましょう。予診票が手元がない場合は、健康課までお申込みください。

感染症予防と子育て支援として、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

[対象者]

- ① 接種日において、町内に住所を有する 6 か月以上 13 歳未満の人 年 2 回
- ② 接種日において、町内に住所を有する 13 歳以上中学 3 年生までの年 1 回

[助成額]

1回につき 1,000 円

[助成方法]

対象の人には、上記の回数分の助成券を郵送します。

接種当日、医療機関に助成券を持参して接種を受けてください。

※ 期間中に 13 歳を迎える対象者には 2 回分の助成券を送付していますが、2 回目の接種については、必要に応じて医師と相談してください。

[接種医療機関]

西脇市多可郡医師会に加入する協力医療機関

[注意点]

小児のインフルエンザ予防接種は、任意予防接種（本人の意思によって行う予防接種）です。

医師の説明を受け、副作用等についてよく理解した上で接種を受けてください。

乳幼児任意予防接種費助成（任意）

健康課 ☎ 0795-32-5121

子育て家庭への経済的支援として、任意で受ける予防接種費用の一部を助成します。

新生児訪問等で「乳幼児任意予防接種助成券」を配布します。

[対象者]

出生時に多可町に住民登録をした令和 2 年 4 月 2 日以降生まれの人

[助成内容]

ロタウイルス、おたふくかぜの中から選択

[助成額]

6,000 円（助成券 2,000 円 ×3 枚）

※令和 2 年 10 月よりロタウイルスワクチンが定期予防接種になるため、助成内容が変更になります。



各種手当や支援制度

児童手当

福祉課 ☎ 0795-32-5120

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子どもを養育する父母等に支給します。

[対象者] 15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人

[手当の額]

区分		所得制限未満	所得制限以上
3歳未満	一律	15,000円	
3歳以上小学校修了前	第1・2子	10,000円	5,000円
	第3子以降	15,000円	
中学生	一律	10,000円	

※3歳到達後の翌月からは第1・2子の手当額は10,000円となります。

[申請時期]

随时（支給要件に該当したとき）

※離婚等で受給者を変更する場合は、受給事由消滅届の提出が必要です。

[支給月] 6月、10月、2月に支給月前4ヶ月分を支給。

[申請に必要なもの]

- ① 児童手当認定請求書
- ② 健康保険被保険者証の写し（国民年金以外に加入している人のみ必要）
- ③ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの
- ④ 印鑑

在宅等育児手当

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

在宅等で子どもを育児している保護者等の経済的負担を軽減し、子どもを安心して家庭で産み育てることができる環境をつくるため、在宅等育児手当を支給します。

[対象幼児]

町内に住所を有する満1歳から満3歳までの認定こども園等に通われていない幼児。（認可保育施設等に通う幼児も対象になる場合があります。）

[支給対象者] 対象幼児の保護者等で町内に住所を有し、現に町内において生活を営む人（祖父または祖母も可）

[支給額] 月額10,000円

[支給月] 10月、4月に支給月前6ヶ月分を支給

[支給対象外] 保護者などが生活保護を受けている人や幼児が児童養護施設等に入所されている場合は、対象外となります。

[その他]

- ・支給対象者になる1ヶ月前から申請できます。
- ・本手当は「雑所得」として課税対象になることがありますので、確定申告または住民税申告が必要になる場合があります。

乳幼児等福祉医療助成事業

住民課 ☎0795-32-2383

乳幼児等（0歳児～小学3年生まで）に係る医療費は、所得が超過する人を除き、全て無料です。

[対象者] 町内に住所を有する乳幼児等（0歳児～小学3年生まで）の保護者

[所得制限] 扶養義務者の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満
(0歳児は所得制限がありません)

[助成額] **保険診療に係る自己負担金相当額を助成します。（通院・入院とも）**

こども福祉医療助成事業

住民課 ☎0795-32-2383

こども（小学4年生～中学3年生まで）に係る医療費は、所得が超過する人を除き、全て無料です。

[対象者] 町内に住所を有するこども（小学4年生～中学3年生まで）の保護者

[所得制限] 扶養義務者の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満

[助成額] **保険診療に係る自己負担金相当額を助成します。（通院・入院とも）**

未熟児養育医療費給付事業

住民課 ☎0795-32-2383

未熟児は疾病にもかかりやすく、経済的負担だけでなく、精神的・肉体的な負担もその家庭に重くかかっていることから、入院中の医療費を公費で負担する制度が設けられています。

[対象者] 以下のすべての要件を満たすお子さん

- ① 町内に住所を有すること。
- ② 早産等により出生時体重が2,000g以下または生活力が特に低く、医師が未熟児として指定医療機関で入院養育が必要であると認められていること。（審査があります。）

[給付費] 入院費用のうち保険診療に係る自己負担額および食事療養費について、**出生から最長で1年以内（誕生日の前日）まで町が負担**します。

[申請期間] 原則、入院治療開始日から2週間以内。ただし、2週間以内であっても退院後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

安心して子育てができる環境を整備するため、0歳児から中学3年生までの福祉医療受給対象者について、他の公費負担医療制度の自己負担額を助成します。

[対象者] 福祉医療受給者証の交付を受けている人

[申請に必要なもの]

- ① 医療保険の被保険者証（お子様のもの） ②「乳幼児等医療費受給者証」または「こども医療費受給者証」
③「小児慢性特定疾病医療受給者証」等公費の受給者証 ④領収証 ⑤振込先の通帳 ⑥印鑑

[申請場所] 住民課、加美地域局、八千代地域局

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

[免除期間]

出産予定日または出産日が属する月の前月から **4か月間の国民年金保険料が免除**されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の **3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除**されます。
※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産。（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます。）

[対象者] 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

[届出時期] 出産予定日の6か月前から

[申請に必要なもの]

- ① 基礎年金番号が確認できるもの（年金手帳、納付書など）またはマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ② 本人確認書類（運転免許証など）
- ③ 印鑑
- ④ 出産前に届出する場合は母子健康手帳など
- ⑤ 出産後に届出する場合で、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類

[申請場所] 住民課、加美地域局、八千代地域局

小学校・中学校へ就学されているお子さんたちが、安心してより良い学校生活が送れるように、学用品や学校給食などに係る費用の一部を援助する制度です。

[対象者]

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ③ 次のいずれかに該当する世帯
 - ・個人事業税または固定資産税の減免措置を受けている世帯
※ただし家屋新築によるものは除く。
 - ・国民年金保険料の全額免除を受けた世帯
 - ・国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた世帯
 - ・生活福祉資金貸付制度の貸付を受けた世帯
 - ・職業安定所登録日雇労働者である世帯
- ④ 前年中の所得が教育委員会の定める所得基準以下である世帯
- ⑤ 町民税が非課税の世帯
- ⑥ その他特別の理由のある世帯で教育委員会が協議して必要と認める世帯

[手当・助成等の額]

学校生活に必要な費用（新入学用品・学用品・校外活動・修学旅行・学校給食）の**一部または全部を支給**します。助成額については、毎年見直しを行いますので申請時にご確認ください。

[申請時期]

毎年4月上旬・6月上旬頃

（制度の案内は、学校配布チラシ・町広報・たかTVによりお知らせいたします）

※年度途中で要件に該当することとなった場合は、その都度受付いたします。ただし、申請された翌月分からの支給になります。

[申請に必要なもの]

- ① 申請書
- ② 申請要件に該当することが証明できるもの。（要件によっては、同意書により添付省略可）

特別支援教育就学奨励事業

教育委員会 教育総務課 ☎0795-32-2384

小学校・中学校の特別支援学級に在籍しているお子さんの保護者の経済的負担を軽減し、安心してより良い学校生活が送れるように、学用品や学校給食などに係る費用の一部を援助する制度です。

[対象者]

- ① 特別支援学級に在籍する児童生徒
- ② 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒

[手当・助成等の額]

学校生活に**必要な費用（新入学用品・学用品・校外活動・修学旅行・学校給食）の一部を支給**します。助成額については、毎年見直しを行いますので申請時にご確認ください。

[申請時期] 毎年6月上旬頃（制度の案内は、学校から対象者にお配りします。）

[申請に必要なもの]

- ① 申請書
- ② 所得課税証明書（同意書により添付省略可）

公立又は私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）及び高等専門学校（1～3年生）へ進学する者たち、より良い学校生活が送れるように家庭の実情に応じて、修学上必要な学業支援金を支給する制度です。

[対象者] 以下の全ての条件を満たす方

- ① 公立又は私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）および高等専門学校（1～3年生）に在籍している者で、保護者が多可町に住所を有している人
- ② 生活保護を受けている世帯又は、前年の所得が教育委員会の定める所得基準以下の世帯

[手当・助成等の額] 一律 **月額 5,000 円**

[申請時期] 毎年6月中（制度の案内は、町広報・たかTV・町ホームページによりお知らせします）
※以降も隨時受けますが、申請された翌月分からの支給になります。

[申請に必要なもの]

- ① 申請書
 - ② 在学証明書（通学されている学校長の証明印が必要です）
 - ③ 世帯状況票・同意書
 - ④ 口座振込申出書
 - ⑤ 世帯所得証明書（または生活保護決定通知書の写し）
- ※ただし、③で同意をいただいた方は⑤を省略することができます。

バス通学助成

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

義務教育の円滑な実施と保護者負担の軽減を図ることを目的として、町内の小中学校に通学する児童生徒の保護者を対象に、遠距離通学にかかる費用を支給する制度です。

自宅から小・中学校までの通学距離が片道おおむね小学校で4km、中学校で6kmを超える地域から、バスまたは自転車で通学される児童・生徒の保護者に対して、下記のとおり、通学費を助成します。

[バス通学の場合] 乗降車される停留所から学校までの「往復バス定期代」を**全額助成**します。

学校	対象地域
杉原谷小学校	山寄上、鳥羽、清水
八千代小学校	赤坂、旧八千代北小学校区、旧八千代西小学校区
加美中学校	山寄上、鳥羽、清水（清水の1・2年生はバス通学）

[自転車通学の場合（中学生のみ）]

毎年5月1日在籍し、通学距離が片道おおむね6km以上の地域に居住する生徒の保護者に対して、通学距離に応じて3年間、助成金（年額）を交付します。

通学距離	助成額（年額）	該当地域
6km以上8km未満	4,000 円	轟、山口、坂本（八千代区）、中村、中三原
8km以上	6,000 円	清水（清水の3年生は自転車通学）、大屋、上三原
通学路が急な坂道等	4,000 円	岩座神、棚釜

多可町コミュニティバス乗車パスまたは多可町乗車ＩＣカードを所持されている人を対象に、多可町を起終点とするコミュニティバス及び路線バスの運賃助成を行っています。



[片道運賃]

区分	町内移動	西脇市・加西市への移動
大人（中学生以上）	100 円 / 回	300 円 / 回
子ども（6 歳以上小学生以下）	50 円 / 回	150 円 / 回

注 1 乳児（1 歳未満）は無料。幼児（1 歳以上 6 歳未満）は、保護者 1 人につき 2 人まで無料。

3 人目からは子ども料金が必要。

注 2 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人は、手帳の提示により上記料金の半額。

（10 円未満切り上げ）また、その介護人 1 名までは、多可町コミュニティバス乗車パス及び多可町乗車ＩＣカードの所持無に関係なく上記料金表の半額。（10 円未満切り上げ）

[通学定期券助成]

多可町内、多可町から西脇市、加西市及び加東市へ通学される人に通学定期助成を行っています。

種類	個人負担額					
	町内利用		町内から西脇市・加西市		町内から加東市	
	正規料金①		正規料金②		正規料金③	
1 か月	8,640 円	3,600 円	25,080 円	10,800 円	25,500 円	14,400 円
3 か月	24,620 円	10,260 円	71,480 円	30,780 円	72,800 円	41,040 円
6 か月	46,660 円	19,440 円	135,430 円	58,320 円	138,000 円	77,760 円
1 年	69,120 円	28,800 円	221,760 円	86,400 円	233,200 円	115,200 円
1 学期	28,080 円	11,700 円	81,510 円	35,100 円	83,000 円	46,800 円
2 学期	31,530 円	13,140 円	91,540 円	39,420 円	93,300 円	52,560 円
3 学期	22,180 円	9,240 円	64,370 円	27,720 円	65,600 円	36,960 円

※ 多可町内の各バス停から西脇市駅、神姫バス西脇営業所、アスティアかさい、社高校前バス停を上限とします。

※ 正規料金は下記の区間の往復料金です。

正規料金①・・・加美農協前～多可高校口

正規料金②・・・加美農協前～西脇市駅

正規料金③・・・加美農協前～社高校前



ひとり親家庭等への支援

児童扶養手当

福祉課 ☎ 0795-32-5120

父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるための手当です。

[対象者]

18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで（中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）の児童を養育している父子又は母子家庭の父又は母。父又は母に代わって父又は母のいない児童を養育している人や、父又は母がいても重度の障害があるため就労できない家庭は対象となる場合があります。

※所得制限（申請者本人及び扶養義務者）があります。

[手当の額]

手当額は前年中（1 月～7 月分の手当については前々年中）の所得額や養育費の額によって定められます。

- | | | |
|-------------------------|---------------|------------------------|
| ■ 児童 1 人の場合 | 全部支給：43,160 円 | 一部支給：43,150 ~ 10,180 円 |
| ■ 児童 2 人目の加算額 | 全部支給：10,190 円 | 一部支給：10,180 ~ 5,100 円 |
| ■ 児童 3 人目以降の加算額（1 人につき） | 全部支給：6,110 円 | 一部支給：6,100 ~ 3,060 円 |

※令和 2 年 4 月 1 日現在

[申請時期]

随时（支給要件に該当したとき）

[支給月]

5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月に支給月前 2 か月分を支給。

[申請に必要なもの]

- ① 児童扶養手当認定請求書
- ② 受給資格者及び対象児童の戸籍謄本 1 通（離婚日の記載のあるもの）
- ③ 生計維持に関する調書
- ④ 預金通帳等の写し（ゆうちょ銀行以外のもの）
- ⑤ 年金手帳
- ⑥ 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
- ⑦ 養育費等に関する申告書
- ⑧ 印鑑
- ⑨ 通知カード又は個人番号カード（申請者本人、児童及び扶養義務者）
- ⑩ 運転免許証

※ その方の事情により上記以外にも必要書類が生じる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

※ 申請の前に母子・父子自立支援員との面接が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

福祉課 ☎ 0795-32-5120

母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の人に経済的自立や子どもの福祉の向上を図るために、修学資金・技能取得資金等の12種類の貸付を行っています。

[対象者] 母子・父子家庭の母または父・ひとり親家庭等児童・寡婦等

[貸付金の種類] 貸付金の種類は以下のとおりです。

種類	貸付金の内容
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業の継続に必要な商品、材料等を購入する運転資金
修学資金	高校・大学等に就学させるための授業料等に必要な資金
技能習得資金	知識や技能を習得するために必要な授業料等の資金
修業資金	事業開始、または就職するために必要な知識技能を習得するための資金
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物、通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金（当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合のみ）
生活資金	①から④の期間に必要な生活補給資金 ① 知識・技能を習得している期間 ② 医療・介護資金を借り受けて、医療または介護を受けている期間 ③ 母子家庭になって間もない（7年未満）母の生活が安定するまでの期間 ④ 業中の生活が安定するまでの期間
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築、又は増築するために必要な資金
転宅資金	住居を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金
就学支度資金	就学・修業するため必要な入学金、被服等の購入に必要な資金
結婚資金	扶養している児童が結婚するために必要な資金

[申請時期] 随時（必要なとき）

[申請に必要なもの] 貸し付ける資金によって必要な書類が異なりますのでお問い合わせください。

※申請の前に母子・父子自立支援員との面接が必要となりますので、事前にご相談ください。

母子等福祉医療助成事業

住民課 ☎ 0795-32-2383

母・父または養育者の所得が、児童扶養手当の一部支給基準を満たす家庭の児童等の医療費（自己負担を除く）を助成します。

[対象者] 町内に住所を有する母子家庭等の18歳に達した年度の末までの児童、または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母および父ならびにその児童、遺児

[所得制限] 児童扶養手当の全部支給基準と低所得の方が対象。ただし、児童扶養手当の一部支給基準を満たす高校生も対象

[助成額] 保険診療に係る自己負担金相当額から下記金額を差し引いた分を助成します。

区分	外来	入院
一般	1医療機関あたり 800円 （月2回まで負担）	1医療機関あたり 定率1割負担 （月限度額は3,200円）
低所得者	1医療機関あたり 400円 （月2回まで負担）	1医療機関あたり 定率1割負担 （月限度額は1,600円）

自立支援教育訓練給付金

福祉課 ☎ 0795-32-5120

就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給します。

〔対象者〕 以下の全ての条件を満たす人

- ① 児童扶養手当を受けているか同様の所得水準
- ② 教育訓練を受けることが就職やキャリアアップのために必要であると認められる人が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等を受講する場合
- ③ 過去に本事業を利用したことがない。

〔支給額〕

- ① 雇用保険の受給資格のない人
対象講座の受講のために支払った**費用の 60%に相当する額**。ただし、60%に相当する額が 12,000 円を超えない場合は支給しません。
- ② 雇用保険の受給資格がある人
一般教育訓練給付の支給を受ける人に対し、**経費の 60%に相当する額と上限との差額**。

〔申請時期〕 受講開始前（あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならないため）

〔申請に必要なもの〕 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書等
※詳しくはお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金

福祉課 ☎ 0795-32-5120

就業に結びつきやすい資格（看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等）の取得を目的に 1 年以上のカリキュラムを養成機関等で修業中の方で、当該資格に係る養成訓練の受講期間中のうち一定期間について生活の負担の軽減を図るために支給します。

〔対象者〕 以下の全ての条件を満たす人

- ① 児童扶養手当を受けているか同様の所得水準。
- ② 養成機関において 1 年以上カリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる。
- ③ 仕事又は育児と修業の両立が困難である。
- ④ 過去に本事業を利用したことがない。

〔支給額〕

町民税非課税世帯：**100,000 円 / 月** 町民税課税世帯：**70,500 円 / 月**

※資格取得に必要な修学期間（上限 3 年間）

〔申請時期〕

受講開始前に要相談。

〔申請に必要なもの〕

支給申請書、入校証明書等 ※詳しくはお問い合わせください。

高等職業訓練促進資金貸付金

福祉課 ☎ 0795-32-5120

「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成学校に在学したときの「入学準備金」や資格を取得して就職するための「就職準備金」を貸付します。なお、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合は、全額返済が免除されます。

[対象者] ひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の受給者

[貸付金の額]

- ① 入学準備金 **50万円以内**（入学金、教科書代、教材費、学用品、交通費等）
- ② 就職準備金 **20万円以内**（転居費用、礼金、仲介手数料、被服費、通勤用自動車購入費等）

[申請時期]

- ① 入学準備金：給付金の支給決定から6か月以内
- ② 就職準備金：資格取得後 ※ただし、資格取得してから1年以内に資格を活かした業務に就職しなかった場合は対象外とする。

[申請に必要なもの] 貸付申請書 ※詳しくはお問い合わせください。

上下水道等使用料福祉助成制度

福祉課 ☎ 0795-32-5120

児童のいるひとり親世帯に対して上下水道等使用料の基本料金相当額を助成します。

[対象者] 多可町在住で、母子家庭等医療費助成または児童扶養手当を受けている非課税世帯。もしくは配偶者のいない世帯、父母のいない児童のいる世帯で非課税世帯。

[助成額] 上下水道等使用料の基本料金額

[申請時期] 随時（申請受付の翌月分から助成します）

母子・寡婦・父子家庭等相談

福祉課 ☎ 0795-32-5120

母子・寡婦・父子家庭等の方から、生活上の悩みや貸付金などの相談に応じます。

相談機関	電話番号	備考
加東健康福祉事務所 監査・福祉課	0795-42-9360	母子・父子自立支援員が常駐しています。
多可町役場 福祉課	0795-32-5120	

面会交流・養育費

福祉課 ☎ 0795-32-5120

面会・交流や養育について、法務省のホームページに「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」が掲載されています。下記からご参照ください。

法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html

障害をお持ちのお子さんへの支援

特別児童扶養手当

福祉課 ☎ 0795-32-5120

身体または精神に障害のある児童を家庭において養育している人に支給されます。

[対象者]

20歳未満の身体障害者手帳1～3級程度（4級の一部）または療育手帳（中程度以上）の障害と認められる人を家庭において療育している人。

※ただし所得制限があります。

[手当の額]

1級（重度障害）**月額52,500円**

2級（中度障害）**月額34,970円**

※令和2年4月1日現在

[支給月]

4月、8月、11月に支給月前4か月分を支給

[申請に必要なもの]

- ① 受給資格者及び対象児童の戸籍謄本1通
- ② 診断書または身体障害者手帳、療育手帳
- ③ 振込先の通帳
- ④ 個人番号が確認できる書類（通知カード・個人番号カード等）
- ⑤ 本人確認書類

※詳しくはお問い合わせください。

障害児福祉手当

福祉課 ☎ 0795-32-5120

心身に重度の障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする児童に支給されます。

[対象者]

日常生活において常に介護を必要とする状態にある、在宅で20歳未満の重度の障害のある人。ただし、所得制限があります。

[手当の額]

月額14,880円

※令和2年4月1日現在

[支給月]

5月、8月、11月、2月

[申請に必要なもの]

- ① 印鑑
- ② 診断書または身体障害者手帳、療育手帳
- ③ 本人名義の預金通帳
- ④ 個人番号が確認できる書類（通知カード・個人番号カード等）
- ⑤ 本人確認書類

※詳しくはお問い合わせください。

サービスは、障害児の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

[サービスの種類]

種類	サービス名	サービス内容
障害児 通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、未就学の障害児に対して適切かつ効果的な指導および訓練を行います。
	医療型児童 発達支援	上肢・下肢、体幹の機能の障害がある児童を通わせ、日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、適切かつ効果的な指導および訓練を行います。
	放課後等 デイサービス	学校に通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中ににおいて生活能力向上のための訓練等を提供します。
	居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児等で障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与および生活能力の向上のための訓練を行います。
	保育所等訪問 支援	保育所等に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児 入所支援	福祉型障害児 入所施設	障害児を保護するとともに、日常生活の指導および自立に必要な知識技能の付与のための支援を提供します。
	医療型障害児 入所施設	知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児を保護するとともに、日常生活の指導や自立に必要な知識技能の付与および治療を行います。

[利用者負担]

原則として、サービスに要した費用の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	市町村民税課税世帯（所得割 28 万円未満）	4,600 円
一般 2	市町村民税課税世帯（所得割 28 万円以上）	37,200 円

※通所・在宅サービス利用者の方は、申請により利用者負担が軽減されます。

心身障害児の日常生活を容易にするために必要な特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具などの用具を給付します。

[補装具の種目]

種類	種目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器など
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助杖（T字、棒状のつえ）、特殊便器など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、聴覚障害者用屋内信号装置など
情報・意思疎通支援用具	携帯会話補助装置、点字ディスプレイ、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、地デジ対応ラジオなど
排せつ管理支援用具	ストマ装具、収尿器、紙おむつ
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具（手すり、スロープ等で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）

[利用者負担] 原則として1割負担ですが、世帯状況に応じ、上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円

[申請に必要なもの] ① 申請書 ② 手帳 ③ 印鑑

補装具費支給

身体障害児を対象に身体上の障害を補うため、車いす等の補装具の交付・修理費を支給します。

[対象者] 身体障害者手帳所持者 ※障害の内容により、交付・修理できる補装具の種目が決まっています。

[補装具の種目等]

- ① 眼鏡、義眼、視覚障害者安全つえ、コンタクトレンズ
- ② 補聴器
- ③ 義肢（殻構造または骨格構造）、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字つえを除く）、座位保持装置、座位保持いす、起立保持具
- ④ その他、厚生労働省告示に定める補装具の種類に該当するもの。

[利用者負担] 原則として1割負担ですが、世帯状況に応じ、上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円

認定こども園・保育施設

認定こども園

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

施設名	所在地	電話番号
みどりこども園	中区牧野 52	32-3927
あさかこども園	中区安坂 495	32-0026
四恩こども園	中区曾我井 896-7	32-2915
キッズランドかみ	加美区的場 82-1	30-7770
キッズランドやちよ	八千代区仕出原 353	37-0001

小規模保育施設

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

施設名	所在地	電話番号
ちびっこランドらくえん	八千代区俵田 111-22	37-0174

保育共通カリキュラム

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

町内の5園が共通カリキュラムのもとに保育を行います。

[保育観の共通理解] 一人一人の特性や発達過程に即した保育を行い、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培います。

[小学校教育との円滑な接続] 共通の目的をもって協同して園生活を展開→学校生活や学習の基盤を育成します。

通園バス

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

町内の認定こども園の通園は、通園バスをご利用ください。

[申込手続き]

利用開始日は毎月1日からとしています。

開始希望月の前月の2週間前までに申込書を提出してください。

[利用者負担]

片道1,000円／月 往復2,000円／月

※申し込みをされましたら、利用回数にかかわらず月額をいただくことになります。

[利用可能児童] 満2歳の誕生日の翌日から

[申込必要書類]

① 通園バス利用申込書（こども未来課へ提出）

② 口座振替依頼書（各金融機関へ提出）

※口座登録には、金融機関での審査が必要となりますので、各金融機関窓口に提出してください。

令和2年度 こども園等利用料徴収金基準額

保育園部

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		多子算定 【注2】	保育料(月額)(単位:円)						年収 (単位:円)	
			3歳児未満		3歳児		4、5歳児		※参考	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間					
1	生活保護法による被保護世帯(単世帯を含む)	市町村民税非課税世帯 【注1】	-	0	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯		年齢制限なし	0	0					~約260万
3	48,600円未満			17,500	16,500					~約330万
4	48,600円以上 57,700円未満		0歳～5歳 在籍児童	25,000	24,000					~約350万
5	57,700円以上 73,000円未満			27,000	26,000					~約470万
6	73,000円以上 97,000円未満			38,000	37,000					~約540万
7	97,000円以上 133,000円未満			40,000	39,000					~約640万
8	133,000円以上 169,000円未満			52,900	51,900					~約930万
9	169,000円以上 301,000円未満			72,000	71,000					~約930万
	301,000円以上									

※その他にかかる料金・・・給食費等は実費を各こども園等にお支払いください。

【注1】保育料算定上の市町村民税所得割額には、次の税額控除は適用されませんので、通常の市町村民税所得割額に加えて計算します。

- ①住宅借入金等特別税額控除 ②配当控除 ③配当割額控除 ④株式等譲渡所得割額控除
- ⑤寄付金税額控除 ⑥外国税額控除

【注2】多子算定について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、階層区分ごとに下表①、②のとおり、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、第2階層の第2子以降は 無料です。

①第4階層内 57,700円以上～第9階層→幼稚園、保育施設等に在籍している児童の中で算定します。

例	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第〇子 入所 算定の中での 第〇子保育料	第4子 入所中 第3子 無料			第3子 入所中 第2子 半額		第2子 入所中 第1子 全額			第1子
										※就学前児童の中で第1子、第2子、第3子…と数える

②第3階層～第4階層内 57,700円未満まで→子どもの年齢に制限なく算定します。

例	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第〇子 入所 保育料	第4子 入所中 無料			第3子 入所中 無料		第2子 入所中 半額			第1子

保育利用の場合の母子・父子・在宅障がい児(者)のいる世帯等の第2～5階層保育所保育料表

入所児童の属する世帯の市町村民税額が77,101円未満で、次の①～④に該当し、次表の階層に認定された場合は、次表の保育料を適用します。

- ① 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭
- ② 同じ世帯に身体障害者手帳の交付を受けた方がいる
- ③ 同じ世帯に療育手帳の交付を受けた方がいる
- ④ 特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			多子算定 【注3】	保育料(月額)(単位:円)						
階層	区分			3歳児未満		3歳児		4、5歳児		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
2	市町村民税非課税世帯		-	0	0	0	0	0	0	
3～5	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯【注1】	77,101円未満	年齢制限なし	8,300	7,800	0	0	0	0	

【注3】多子算定について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に制限なく算定し、第2子以降については無料です。(最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数えます。)

例 1	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第〇子 入所 保育料	第3子 入所中 無料			第2子 入所中 無料		第1子 入所中 全額			

例 1	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第〇子 入所 保育料	第4子 入所中 無料			第3子 入所中 無料		第2子 入所中 無料			第1子

【注4】0～2歳の3号認定児童は以下の範囲で補助があります(県独自補助)

階層	所得割額	第1子	第2子	第3子
1・2		無償(条件なし)		
3		基準額10,000円まで 補助※	半額(条件なし) (ひとり親無償)	
4	57,700円未満			
5・6	57,700円以上	軽減なし	半額 (2名入所)	基準額 15,000円 まで補助※
7	155,500円未満			
	155,500円以上		無償 (3名入所)	基準額 15,000円 まで補助※
8以上				

※月額5,000円を超える保育料に対し、保育料の1/2と基準額の低い方を限度とする

令和2年度 こども園等利用料徴収金基準額

幼稚園部

3歳から5歳まですべてのこども	無料
-----------------	----

※その他にかかる料金・・・給食費等は実費を各こども園等にお支払いください。

未婚のひとり親を寡婦(父)とみなす特例

未婚のひとり親について、保育料にかかる市町村民税の算定に当たって、地方税法上の寡婦(夫)控除の適用を受けることができます。特例の適用には申請が必要となりますので、こども未来課へお問い合わせください。
(申請日の翌月から適用となり、遡及はできませんので、該当になられる方は早めに申請ください。)

令和元年10月1日から、 3歳～5歳の児童教育・保育

無償化

保育所・認定こども園などの利用者

● 3歳から5歳のすべてのお子さん → 無償化

[対象施設] 保育所、認定こども園など、および小規模保育施設など

[期間] 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化
(ただし、年度途中の認定区分の変更に伴い、保育料が変わる場合があります。)

※3号認定の2歳児が年度中に満3歳に到達し、保育園部を継続する場合は、無償化の対象となりません。

※副食費(給食の材料費など)、通園バス代などは、これまでどおり保護者負担

ただし、年収360万円未満相当世帯のお子さんとすべての世帯の第3子以降のお子さんについては、副食費免除。
副食費の免除につきましては、後日、町からお知らせします。



● 0歳から2歳までのお子さん → 住民税非課税世帯を対象に無償化

※さらに現行制度を継続し、所得状況などによって第1子から第2子、第3子以降に至るまで保育料の軽減措置があります。

就学前の障がい児の発達支援を利用するお子さんも、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

幼稚園(認定こども園の幼稚園部含む)などの預かり保育を利用するお子さん

● 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「保育の必要性の認定」の要件は、就労などの要件(認定こども園などの利用と同等の要件)があります。



※幼稚園(新制度)などの利用に加え、利用日数に応じて最大月額
1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設などを利用するお子さん

● 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※保育所、認定こども園などを利用できていない人が対象となります。

※「保育の必要性の認定」の要件は、就労などの要件(認定こども園などの利用と同等の要件)があります。

● 3歳から5歳までのお子さん → 月額3.7万円まで

[対象施設] 認可外保育施設および一時預かり事業(一般型)、病児保育事業

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、認可外の事業所内保育などをいいます。

[期間] 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化



● 0歳から2歳までのお子さん → 住民税非課税世帯を対象に月額4.2万円まで

令和元年10月1日から、3歳～5歳の幼児教育・保育無償化

どんな手続きが必要？

- 認可施設、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園（新制度）利用者
→ **手続きは不要**
- 認定こども園の幼稚園部の預かり保育、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業を利用している人
→ **保育の必要性の認定手続きが必要**

町内の幼児教育・保育施設

- 保育所（小規模保育事業所含む）
ちびっこランドらくえん
 - 認定こども園（保育園部・幼稚園部）
みどりこども園、あさかこども園、四恩こども園、キッズランドかみ、キッズランドやちよ
- ※幼稚園（新制度移行、新制度未移行）は町内にありません。
※上記以外で、町外の施設を利用している場合は、施設またはそれぞれの自治体へお問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ

3歳から5歳のお子さん

	共働き・シングルで働いている世帯	専業主婦（夫）世帯など
保育所（認可保育施設）	無償	—
認可外保育施設一時預かり事業など	各施設が定める利用料 月額3.7万円まで補助	各施設が定める利用料
認定こども園	無償	無償
幼稚園（子育て支援新制度対象）	無償	無償
幼稚園（子育て支援新制度非対象）	自治体や施設が定める利用料 月額2.57万円まで補助	自治体や施設が定める利用料 月額2.57万円まで補助
幼稚園の預かり保育	幼稚部の利用に加えて 月額1.13万円まで補助	各施設が定める利用料
就学前障がい児の発達支援利用	無償	無償

※住民税非課税世帯については、0歳から2歳までの赤ちゃんも同じ考え方により無償化の対象となります。
(ただし、認可外保育施設などの場合は月額4.2万円まで無償)

お問い合わせ先

こども未来課 ☎0795-32-2385

e-mail : kodomo@town.taka.lg.jp

小・中学校

小学校

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

学校名	所在地	電話番号	通学地域
中町北小学校	中区鍛冶屋 434	32-0012	門前、安楽田、東山、田野口、牧野、鍛冶屋、間子、岸上、天田
中町南小学校	中区森本 152-1	32-0011	高岸、奥中、徳畠、茂利、中村町、安坂、糀屋、坂本、曾我井、西安田、中安田、東安田
杉原谷小学校	加美区市原 59	36-0009	山寄上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、市原、丹治、大袋、三谷、箸荷、門村、杉原、奥豊部、観音寺
松井小学校	加美区熊野部 835	35-0001	豊部、熊野部、岩座神、棚釜、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇、山野部
八千代小学校	八千代区中野間 1137	37-0033	八千代区全域

中学校

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

学校名・ 住所・電話番号	中町中学校 中区奥中 588 TEL:32-0009	加美中学校 加美区豊部 300 TEL:35-0300	八千代中学校 八千代区中野間 680 TEL:37-0049
-----------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------

転入・転校の手続き

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

■ 町外から転入された場合

- ① 住民課または地域局で転入手続きをに行ってください。
- ② 教育委員会 学校教育課で「就学通知書」をもらってください。
- ③ 前の学校で渡された「在学証明書」「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」を指定された学校へ持参し、入学手続きを行ってください。

■ 町外へ転出される場合

- ① 住民課・地域局で転出手続きを行ってください。
- ② 多可町内で通っていた学校で「在学証明書」「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」をもらい、それをもって転出先の教育委員会で入学手続きを行ってください。

学力向上

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

「多可町学力向上3か年計画」に基づき、「組織力の強化」・「授業力の強化」・「家庭との連携強化」を3つの柱として、子どもたちの学力の向上に取り組んでいます。

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立って授業改善を行い、①基礎的・基本的な知識技能の習得と、②思考力・判断力・表現力など活用力の育成を図っています。

■ 具体的な取組の例

- ・小中学校に「多可町学力向上推進アドバイザー」を派遣し、校内研修を支援
- ・学習のつまずきが出やすい小学3年生の授業に「学習支援員」を配置し、授業を支援
- ・問題データベースシステムを活用した個に応じた学習指導の充実
- ・放課後がんばりタイム（地域人材を活用した補充学習）の実施
- ・町統一漢字・計算力テストの実施（小学校）など

多可町っ子いきいき献立

学校給食センター ☎ 0795-30-2101

多可町では、できるだけ地元食材を使用し工夫した献立を立て、安全で安心なおいしい給食を提供することを心がけています。

特別メニューの「多可町っ子いきいき献立」は、給食費に町予算を上乗せして、年2回程度実施しています。より多くの地元食材を使用し、“おいしい給食”として子どもたちに好評を得ています。



参考：令和元年9月19日実施
「多可町っ子いきいき献立」

放課後児童クラブ（学童保育）

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

昼間、保護者等が仕事等により家庭にいない、小学校1年生から6年生までの児童を対象に授業の終了後等に遊びを中心とした保育を行うことにより児童の健全な育成を図ります。

[対象児童・実施場所]

区	クラブ名	実施場所	対象
中区	中南にこにこクラブ	中南小南校舎1階2階	中町南小学校（1～6年生）
	中北にこにこクラブ	中北小北校舎1階	中町北小学校（1～6年生）
加美区	松井っ子クラブ	みなみ児童館	松井小学校（1～6年生）
	杉っ子クラブ	杉っ子会館	杉原谷小学校（1～6年生）
八千代区	八千代わんぱくクラブ	八千代わんぱく会館	八千代小学校（1～6年生）

※土曜日は中区は中南小南校舎、加美区はみなみ児童館で保育します。

[開所日・開所時間]

- ① 平日 … 通常教育時間終了後～午後7時
- ② 土曜日 … 午前8時～午後7時
- ③ 長期休業期間・代休 … 午前8時～午後7時
(②③)のみ申請があり必要と認められた場合は午前7時30分から開所)

[休日]

- ・日曜日、祝日、盆（8月13日～15日）
- ・年末年始（12月29日～1月3日）
- ・4月1日は新年度準備のため、休業します（1日が休日の場合は2日が休業）。

[利用料・おやつ代]

① 利用料（保険料を含む）

年間を通じてご利用いただく場合	
月額（8月以外）	5,300円
月額（8月）	10,300円

長期休暇のみご利用いただく場合	
春季休業日	4,600円
夏季休業日	13,600円
冬季休業日	3,600円

② 土曜日利用料（①に加算）

1回400円（上限1か月あたり1,000円）

③ おやつ代

月額1,300円

長期休暇のみご利用いただく場合	
春季休業日	1,000円
夏季休業日	1,800円
冬季休業日	1,000円

保護者等が勤務時間や通勤時間等の都合で、認定を受けた保育利用時間を超えて保育を利用した場合は、延長保育料が発生します。料金は各保育施設へ支払います。
延長保育料や詳細については、各保育施設へお問い合わせください。

病児保育

病児保育とは、保育施設などに通っているお子さんが病気のため集団生活が困難な場合に、一時的にそのお子さんをお預かりするものです。多可町では、平成28年度から中区天田の「おひさまにこにこクリニック」で病児保育を実施しています。

[対象者]

6カ月～おおむね10歳未満

病気であり入院の必要はないけれど、安静の必要があるために保育施設などに預けることができず、保護者が、仕事・病気・傷病・出産・冠婚葬祭などのため家庭で保育ができない場合で、かかりつけ医から病児保育の実施が可能であると判断されたときに利用できます。(町外のお子さんも利用可)

[利用定員 (1日あたり)] 3名

[利用日および利用時間]

月・水・木・金曜日：8:30～18:30

火曜日、第3水曜日、土曜日：8:30～12:30

※おひさまにこにこクリニックの休診日を除く。

[利用期間] 1回につき連続7日まで

[利用料]

利用時間	利用料（町内）	利用料（町内）
2時間未満	500円	750円
2時間以上4時間未満	1,000円	1,500円
4時間以上6時間未満	1,500円	2,250円
6時間以上	2,000円	3,000円

※利用毎に、おひさまにこにこクリニックへお支払ください

[利用方法]

① 多可町教育委員会 こども未来課へ事前登録します。

「病児保育利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、こども未来課へご提出ください。

② 医療機関で受診します

かかりつけ医（西脇市多可郡医師会）に「病児保育情報提供書」の記入（無料）をお願いしてください。

③ おひさまにこにこクリニックに電話予約をします

利用希望日の前日（空いていれば当日でも可）までに連絡し、お子さまのお名前、年齢、症状、利用したい日などを伝えてください。（受付時間：8:45～18:30）

④ 利用当日

「病児保育利用申請書」に必要事項を記入し、「病児保育情報提供書」を付けておひさまにこにこクリニックへご提出ください。

※おひさまにこにこクリニックで受診の場合、情報提供書は不要。

■ 幼稚園型

認定こども園に教育利用で在籍する児童で、通常の利用時間を超えて一時的に保育を利用した場合は、別途利用料が発生します。利用料については、各保育施設へお問い合わせください。

■ 一般型

保護者の就労や私的な都合により、一時的に保育が必要となる児童が対象です。利用料や詳細については、保育施設へお問い合わせのうえ、直接お申し込みください。施設の状況により利用できない場合があります。

子育て家庭ショートステイ

子育て家庭ショートステイは、児童を養育している家庭の保護者が、社会的事由（疾病、育児不安・疲れ、看病疲れ、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、及び学校等の公的行事への参加）により、一時的に家庭において養育できない場合、および母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等で養育・保護をする事業です。

[対象者]

- ① 多可町内に居住する者であり、かつ、養育が一時的困難となった家庭の児童（18歳未満）
 - ② 多可町内に居住する者であり、かつ、緊急一時的に保護を必要とする母子等
- ※いずれも、利用者の申請後審査し、養育・保護が適当だと町長が認めたものとします。

[利用日数] 1回の利用につき、原則7日以内

[実施施設] 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設

[利用料]

世帯状況	利用料（日額）		
	2歳未満児慢性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護の母親
生活保護世帯	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

[申込方法]

子育て家庭ショートステイ事業利用申込書を多可町教育委員会こども未来課へ提出してください。

[利用の決定について]

申請の審査及び実施施設の受入可否等の確認を行った上、利用決定通知書をお渡します。

※養育・保護が適当ないと認めた場合や、希望された施設の利用ができない場合（空き状況の関係）は、その旨ご連絡します。

児童（18歳未満）の養育について支援が必要である家庭に対し、家事および育児等の援助、ならびに保健師等による専門的な訪問支援を行う事業です。

[対象家庭]

- ① 産後において、子育てに対して不安、孤立感等を抱え、支援者がおらず、家事、育児等が困難な養育者いる町内の家庭
- ② 支援者がおらず、家事、育児等が困難で、かつ、児童虐待のおそれを抱える町内の家庭であって、他の福祉施策の活用ができないもの

[産後・育児ヘルパー派遣の内容]

- ① 乳幼児の授乳、乳幼児の沐浴、乳幼児のおむつ交換、乳幼児及び保護者の健診または受診の付添い等、育児に関すること
- ② 調理、衣類の洗濯又は補修、住居等の清掃又は整理整頓、生活必需品の買い物等家事に関すること
- ③ 生活、身上もしくは育児に関する相談または助言

[専門的訪問支援（保健師等の訪問）の内容]

- ① 産褥期の養育者又は低出生体重児・多胎児の養育者に対する育児指導、育児相談、保健指導又は養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ② 児童虐待のおそれをかかえる家庭に対する相談・指導
- ③ 心身の発達に諸問題を有しているおそれのある児童に関する相談・指導
- ④ 出産後の養育について出産前において支援が必要な妊婦に対する相談・指導・助言

[派遣時間]

- ・ 1回2時間以内（1時間単位） ※土日祝日、12月29日～1月3日を除く。
- ・ 午前9時から午後5時までの間
- ・ 対象家庭①においては、出産後又は出産乳児の退院後3か月以内の間に30時間以内
※多胎児または低出生体重児の場合については、出産後1年以内の間に60時間以内

[利用料] 無料

[事業開始までの流れ]

- ① 利用希望者からの電話等による相談
- ② 町担当による調査及び申請書の提出
- ③ 町による審査及び派遣の決定
- ④ 町担当による通知及び利用説明
- ⑤ 産後・育児支援ヘルパー派遣、専門的訪問支援の開始

子育て支援 ☆体験や交流の場☆

児童館

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康増進や情操を豊かにする目的で児童館を設置しています。

名称	所在地	使用時間	休館日	職員配置
中児童館	中区高岸 425 番地 6	午前 9 時～午後 5 時	日・月・祝 12/29～1/3	館長 1 人、児童厚生員 1 人
みなみ児童館	加美区の場 68 番地 1			館長 1 人、児童厚生員 1 人

[対象者] ① 町内在住の児童。乳幼児の場合は保護者同伴。 ② 児童福祉に携わる団体など

[事業] ■ 両館共通事業

- ① わくわく体験教室（年間 6 回）
- ② 夏のこども体験学習「なつチャレ」夏の長期休暇を活用した様々な体験活動事業（9 プログラム）
- ③ 子ども教室年間 3 回程度（土曜日）
- ④ 講師招聘事業（クリエイト・プログラム）年間 2 回程度 手芸や工芸
- ⑤ 特別教室 図書館まつり、社協まつりなどでのづくりやあそびを提供

■ 中児童館事業

- ① 書道 5 月から毎月 2 回・土曜日（年間 22 回） ② ずこう 5 月から 2 カ月に 1 回・土曜日（年間 6 回）

■ みなみ児童館事業

- ① かきかた 毎月 2 回・土曜日

■ 共催事業 たかっこフェスタ（子育てふれあいセンター）

社会教育 ☆学校・家庭・地域連携☆

地域全体で未来を担う子どもたちが健やかに育む環境をつくつため、学校、家庭、地域住民等が連携・協働して、様々な活動を行っています。

放課後子ども広場事業

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

放課後の校庭等において、地域住民の見守りのもと、自由遊びを通して異年齢による群れ遊びの場を確保します。

実施場所	実施時期	活動内容
町内 5 小学校	年間 40 回	サッカー、野球、バトミントン、なわとび等の運動遊びや昔遊びが中心

学校支援活動

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

学校教育に学校支援ボランティアとして地域住民など学校外の力を提供することで、学校のニーズに応じた様々な地域学校協働活動を展開しています。多様な体験の機会が増え、子どもたちと地域の方々との絆の強まりなどの効果が期待されます。

実施場所	実施時期	活動内容
町内小・中学校	年間を通して	学校支援地域本部事業、コミュニティーサポート事業、学校支援ボランティア事業を実施。学校の授業の補助（例：郷土学習、ミシン、昔あそび、読み聞かせ等）、図書ボランティア、登下校の見守り、部活動の指導、クラブ活動（播州歌舞伎、鼓笛、茶道等）の指導、学校内の環境整備など。

社会教育 ☆様々な体験活動☆

伝統文化や人権教育をはじめ、様々な体験活動を実施しています。

ハートフルスクール事業

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

夏季休業中の中学生を対象に、様々な人権問題に関する参加体験型の学習プログラムを通して、豊かな人権感覚を身につける機会とします。また道徳の教科化に伴う多可町人権教育コア・カリキュラムや地域に学ぶ体験学習支援事業とも連携します。

対象者	実施時期	活動内容
町内の中学生	夏季休暇期間 (7~8月)	部落問題をはじめとする人権問題に関するプログラムを実施。 ノーベル活躍に開催することで多くの中学生が参加できるようにする。 [過去の例] ・渋染一揆資料館とフィールドワーク ・舳松人権歴史館と仁徳天皇陵 ・開拓松葉園の園生さんとの交流 など

地域家庭教育支援事業

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

多可町では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。親子で参加できる週末の体験学習等を提供するとともに、父親が子育てに参加する機会を提供し、男女共同参画の推進とあわせて家庭の教育力の向上を図ります。

対象者	実施時期	内容
子ども・一般	年間4講座	[過去の例] ・なんでも棒焼きパン ・ダンボールオーブンでなんでもピザ ・缶けりアイスクリームづくり ・アルミ缶でポップコーンとビー玉キーホルダーザくり

中学生ボランティア事業

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

中学生に地域におけるボランティア活動の場を提供し、学校外での活動を通して様々な人とかかりわり、地域の一員としての自覚や自己有用感を育む活動を推進します。

対象者	町内の中学生
実施時期	年間を通して
活動内容	・たかっこフェスタ ・子育てふれあいセンター学習会託児 ・障がい者スポーツ大会 ・YACHIYO つながるフェスティバル ・社協まつり ・児童館事業 など

「ふるさと多可町を愛し、夢や目標に向かってたくましく生きる心豊かな子どもの育成」を基本理念とし、町内外の人やものを活用した様々な体験活動を通して、ふるさと思う気持ちを高めます。また、子どもたち相互や世代間の交流を促し、子どもたちに社会性や人間性を育むことを目的とします。

対象者	実施時期	内容
町内の小学生	夏季休暇期間 (7~8月)	夏季休業中の小学生を対象に9つのプログラムを実施。自然環境や施設、人材などの地域資源を活かし多様な体験の機会を提供する。

2019 なつチャレ（参考）

01 いなみの学園のおじいちゃんおばあちゃんに教わりながら いっしょに描こう！ ※バス送迎なし おじいちゃんおばあちゃんと 絵を描こう会 日 時 7月31日(水) 8:00~16:00 場 所 なか・やちよの 森公園 参加費 無料 定 員 40名	02 自分だけの焼き物づくりと、 かわいい金魚の絵つけ体験！ ※作品の焼き上がりには1~2か月かかります。 金魚の置物づくり & とうげい体験 !! 日 時 8月1日(木) 8:00~17:00 行き先 兵庫陶芸美術館 立杭陶の郷 参加費 1,630円 定 員 20名	03 無添加ソーセージの手づくり 体験！ ※クーラーバッグが必要です。 動物たちとのふれあい & ソーセージづくり！ 日 時 8月6日(火) 7:00~17:30 行き先 兵庫県立但馬牧場公園 (新温泉町) 参加費 570円 定 員 20名
04 夏休みの自由研究に !! ※バス送迎なし 多可町博士になろう !! れきし たんけんツアー 2019 日 時 8月7日(水) 9:20~16:30 集合場所 那珂ふれあい館 行き先 町内文化財 参加費 100円 定 員 20名	05 普段見れない空港内部に せまる！ カヌーにチャレンジ !! & 空港見学 日 時 8月8日(木) 7:00~17:40 行き先 コウノトリ但馬空港 兵庫県立円山川公園 参加費 1,200円(保険料含む) 定 員 20名	06 古代の神秘 !! ビカリ亞 !! 化石発掘の旅 日 時 8月20日(火) 7:30~16:30 行き先 なぎビカリ亞ミュージアム (岡山県) 参加費 300円 定 員 20名
07 2日間でつくる世界にひとつ だけの手づくり絵本 ※2日とも参加できるひとのみ！ 水たっぷりの水彩画で 絵本を作ろう！ 日 時 8月22日(木) 23日(金) 12:30~16:30 場 所 多可町図書館 参加費 300円 定 員 15名	08 ひんやり牧場スイーツ♪ ※アイスクリームには卵・ 乳を使用します。 牧場体験 & アイスクリームづくり 日 時 8月28日(水) 9:00~16:30 行き先 西山牧場(三木市) 参加費 1,300円 定 員 20名	09 夏はやっぱり !! 海づりにいこう !! 日 時 8月30日(金) 7:30~17:30 行き先 舞鶴観海公園(舞鶴市) 参加費 1,500円(保険料含む) 定 員 20名 対 象 4年生以上

長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の貴重な財産である伝統文化を知り、継承していく機会とします。また、活動を通して様々な礼儀や作法に触れることで、子どもたちの豊かな人間性を育みます。

[内容]

教室名（定員）	回数	開催日	時間	対象	会場
囲碁教室（20名）	10	月1回 土曜日	9:30～11:00	町内小学生	中プラザ
将棋教室（20名）	10	月1回 土曜日	9:30～11:00	町内小学生	中プラザ
茶道教室（20名）	10	月1回 土曜日	9:30～11:00	町内小学生	中プラザ
カブキッズたか（上限なし）	24	毎週金曜日	18:30～20:00	町内小学生	中プラザ

[募集]

- ① 定員 定員を超えた場合は、先着順とします。
- ② 対象 囲碁教室：小学1年生から6年生
将棋教室：小学2年生から6年生
茶道教室：小学3年生から6年生
カブキッズたか：小学1年生から6年生



[講師]

- ① 囲碁教室 安藤 尚文（「中囲碁同好会」代表）
- ② 将棋教室 杉浦 輝雄（「歩の会」代表）
- ③ 茶道教室 橋本 昌代（「中区茶道協会」代表）
- ④ カブキッズたか 多可町播州歌舞伎クラブ



定住促進事業

あつたか家族多世代住宅助成事業

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

生まれ育った多可町で、親や祖父母と同居、近居するために、新築・増築・改築する費用の一部を助成します。

- [対象者]
- ① 親や祖父母をサポートし、同居、近居するために住宅を新築、増築、改築し、多可町に定住する人
 - ② 合計年齢が 100 歳未満の夫婦、もしくは 50 歳未満の人
 - ③ 同居、近居する方全員に、町税等の滞納がない人
 - ④ 建築基準法などの関係法令を遵守して、新築、増築、改築工事をされる人
 - ⑤ 新築、増築、改築の工事費が 1,000 万円以上となる人（前の住宅の解体工事費や敷地の造成工事費は対象外）

[助成額] 補助対象工事費 1,000 万円以上の新築、増築、改築工事に対して**一律 30 万円**

※申請前に着手された工事については受付できません。工事着手前に申請してください。

結婚新生活支援事業

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

新規に婚姻した世帯に対し、住居費および引越し費用の一部を助成します。

- [対象者]
- ① 令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、補助金の申請日において夫婦の双方または一方が多可町内に住所を有している世帯
 - ② 多可町に 5 年以上定住することを誓約する世帯で、夫婦ともに婚姻日における年齢が 34 歳以下で世帯の所得が 340 万円未満である世帯
 - ③ 町税等の滞納がない世帯 など

[対象となる経費] 下記の経費で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に支払ったもの

- ① 婚姻に伴う町内での住宅取得費用
- ② 婚姻に伴う町内の住宅物件の賃借料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- ③ 婚姻に伴い、町内に取得した住宅または賃貸住宅への引越し費用

[助成額] 1 世帯当たり**上限 30 万円**

住宅ローン利子助成事業

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

兵庫県信用組合との包括地域連携協定のもと、若者・子育て世代が、同組合の住宅ローンを利用して初めて住宅を新築、リフォームまたは購入する場合に、利子相当分を町と同組合が助成します。

[対象者]

- ① ローン契約者の年齢が 20 歳以上 50 歳未満の人。ただし、18 歳未満の子どもがいる場合は 60 歳未満の人
- ② 町内に住宅を新築またはリフォームする場合に、同組合から借入金 3,000 万円を上限として、令和 5 年 3 月 31 日までにローン契約した人
- ③ 税などを滞納していない人

[助成額]

住宅ローン貸付年利率 0.5% 相当額

ハイランドかみの郷 宅地分譲若者世帯支援特例制度

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

若者の定住対策および子育て支援の一環として、新婚世帯や扶養している中学生以下の子どもの人数に応じて、分譲価格から次の金額を減額します。※減額の限度額は、110万円です。

区分	新婚世帯	第1子	第2子	第3子	第4子
金額	30万円	50万円	30万円	20万円	10万円

ハイランドかみの郷 分譲地購入者 新築助成制度

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

ハイランドかみの郷で、居住目的の住宅を新築する経費の一部を助成します。

- [対象者] ① 多可町に5年以上定住することを誓約する人で、令和6年3月31日までに住宅建築に係る工事を契約し、令和7年3月31日までに新築する人
③ 助成対象者および同一世帯の方全員に、町税等の滞納がない人
④ 購入分譲地に自らが居住する住宅を新築する人

[助成額] 新築費の100分の5に相当する金額（上限50万円、千円未満切り捨て）

中古住宅購入助成事業

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

町内の中古住宅を購入し、移住または転居された場合、一定額を助成します。

- [対象者] ① 多可町に定住する意思を持ち、10年間以上の居住を誓約される人
② 町税等の滞納がない人

[助成額] ① 夫婦の年齢の和が80歳未満の世帯または18歳未満の子どもがいる世帯、もしくは40歳未満の世帯 20万円
② 上記以外の世帯 10万円

空き家活用支援事業（子育て支援タイプ）

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

若年世帯または子育て世代が空き家を取得し、自己居住用の住宅として改修する費用の一部を補助します。

- [対象となる空き家] ① 一戸建て住宅の空き家
② 築20年以上であること
③ 台所・便所・風呂等の水回り設備が10年以上未更新
④ 空き家期間が6ヶ月以上
⑤ 改修工事により耐震性能を有すること

- [対象者] ① 合計年齢が80歳未満の世帯もしくは子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）または妊娠している人が同居している世帯
② 10年以上継続的に住宅として活用することに同意する人
③ 税などを滞納していない人

対象経費	補助額
1,000千円以上 2,000千円未満	1,500千円
2,000千円以上 3,000千円未満	2,500千円
3,000千円以上	3,000千円

子育て・若者世帯に、通常よりも安価な家賃で提供しています。

[対象者] 次のいずれかに該当する世帯

- ① 中学校を卒業するまでの子を同居扶養している子育て世帯
- ② 合計年齢が 80 歳未満の夫婦世帯
- ③ 月収が 15 万 8,001 円以上 48 万 7,000 円以下の世帯

[入居期間] **入居許可日から 5 年間**。ただし、契約期間が満了する年度に 18 歳以下の子を同居かつ扶養している場合は、さらに 5 年を限度に更新ができます。
※地域のコミュニティ活動に積極的にご参加ください。

[中区]

特別賃貸住宅	間取り	入居者負担月額(減額無しの場合)	子育て・若者世帯
中村町団地 H14 建設／耐火 4 階建 エレベーターあり 駐車場有料	3LDK・4LDK	55,100 円～ 88,500 円	43,600 円～ 68,000 円

[八千代区]

特別賃貸住宅	間取り	入居者負担月額(減額無しの場合)	子育て・若者世帯
中村団地 H 9 建設／木造平屋建	3LDK	49,200 円～ 97,000 円	30,300 円～ 47,200 円
赤坂団地 H 9 建設／木造平屋建	3LDK	49,200 円～ 95,600 円	32,200 円～ 50,100 円
野田第 2 団地 H 13 建設／木造 2 階建	3LDK	55,500 円～ 115,700 円	42,000 円～ 65,400 円
下三原団地 H 6 建設／木造 2 階建	3LDK	48,000 円～ 99,100 円	36,000 円～ 56,100 円
中三原団地 H 10 建設／木造平屋建	3LDK	49,700 円～ 96,700 円	32,500 円～ 50,600 円

※ 入居者負担月額は世帯総所得額により決定し、敷金は家賃の 3 か月分の負担となります。

※ 書類審査後、約 1 か月で入居できます。

※令和 2 年 4 月現在

森のようちえんへの支援

多可町の豊かな自然環境を中心として野外で幼児教育を行う森のようちえんに対し、助成を行っています。

[対象者] ① 町内に活動の本拠地を有しているようちえん
② 満 1 歳から小学校就学前までの児童が 5 名以上通園しているようちえん

[助成額] 週 4 日以上通園する町内の幼児 1 名につき**年間 20 万円**(上限 100 万円)

イベント・教室に参加しよう

子ども芸能祭

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

ベルディーホールのステージで子どもたちが播州歌舞伎や太鼓、ダンスなど、元気いっぱいに演技を披露しています。



杉原紙年賀状全国コンクール

杉原紙研究所 ☎ 0795-36-0080

杉原紙発祥のまち多可町では、毎年、手すき和紙・杉原紙のハガキを使用した年賀状のコンクールを開催しています。あなたの感性で杉原紙の魅力を引き出してください。

[応募期間] 12月の中旬から翌年1月中旬。

[応募対象] 【子どもの部】中学生以下

【一般の部】高校生以上



全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

敬老の日発祥のまちイベントとして、全国おじいちゃん・おばあちゃん子ども絵画展を毎年開催しています。絵画の制作を通して、おじいちゃんおばあちゃんととの交流が深まり、敬老精神が拡がっていくことを願って全国から作品を募集しています。

[応募期間] 7月～9月初旬。

[応募対象] 4・5歳児、小学生、中学生



おもしろ算数・数学講座

教育委員会 こども未来課 ☎ 0795-32-2385

西脇高校出身の臼井三平 名誉教授（大阪大学）ら4人の国際的数学者のご協力のもと、数学の難問を解くのではなく、頭の体操になる楽しい問題や謎とき問題で算数・数学の楽しさを知つてもらう機会になればと、毎年1月に「おもしろ算数 数学講座」を開催しています。

小学4年生くらいから大人まで、どなたでも楽しめます。

図書館

☎ 0795-32-5170

第2次「多可町子ども読書活動推進計画」に沿って、学校園や児童館、子育てふれあいセンター等と連携し、子どもたちの読書活動を支援します。

また、読書手帳を推奨し、読書意欲の喚起や読書週間の確立を図るとともに、祝日も開館し、皆さんへのサービスの向上に努めます。

名称	所在地	開館時間	休館日
多可町図書館	中区糀屋 434 番地 11	10:00 ~ 18:00	月曜日・火曜日（ただし、月曜日・火曜日のいずれかが祝日の場合は開館し、翌水曜日が休館。年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理期間
加美図書室	加美区豊部 250 番地	8:30 ~ 22:00	年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理期間
八千代図書室	八千代区中野間 650 番地		

- 【事業】 ① おはなし会（毎月第2・第4土曜日の午前・対象：3歳以上）
 ② ビブリンピック
 夏の長期休暇中の小学生・幼児対象の読書活動推進イベント
 ③ 図書館見学受入・おはなし会（対象：小学校・こども園）
 ④ 児童館との連携 夏のこども体験学習「なつチャレ」
 ⑤ ブックスタート図書の選書支援
 ⑥ 夏休み課題解決コーナー開設（対象：小・中学生）
 ⑦ 読み聞かせ講座（対象：子育てにかかる人）



那珂ふれあい館

☎ 0795-32-0685

那珂ふれあい館では、隣接する東山古墳群をはじめ、町内から発掘された出土品の展示や、多可町の歴史遺産や伝統文化についての調査、研究、啓発・活用を行っており、地域の歴史学習の拠点としての役割を担った施設です。また、毎週末を中心に、勾玉づくりやはにわづくり、杉原紙のランプシェードづくりなど、歴史や伝統技術を学べる各種体験学習を行っており、楽しく学べる機会を提供しています。そのほか、研修室、談話室、ふれあい広場は、各種会議や憩いのスペースとしても利用できます。

[休館日] 毎週月・火曜日（ただし、月・火曜日が祝休日の場合は開館し、翌水曜日が休館。）、年末年始（12月29日～1月3日）

[開館時間] 9:00～17:00

[住所] 多可町中区東山 539-3 fax0795-30-2730

[HP] <https://web.town.taka.lg.jp/nakafureai/>

多可町文化会館 ベルディーホール

☎ 0795-32-1300

ベルディーホールは、地域の芸術文化振興施設としてコンサートや演劇、講演会、文化祭などさまざまな催し物を開催しています。小・中学生には、「多可っ子芸術文化体験事業」として“わくわくベルディー事業”やプロの演奏家等によるアクトリーチ、また、地元高校生を対象に芸術鑑賞事業にも取り組んでいます。イベント情報などは、広報たか、町ホームページ、Instagram、Facebook など随時発信していますので、ご確認ください。

[休館日] 毎週月曜日・火曜日（※祝日は開館しています。）、年末年始（12月29日～1月3日）

[開館時間] 9:00～22:00（17:15以降に使用される場合は事前申請が必要です）

[使用料] 町ホームページでご確認ください。

[HP] <https://www.town.taka.lg.jp/verde/news/detail/id=3780>

この公園は、妙見山麓一帯の自然環境を保ち、園内には、“観賞ゾーン” “冒険の広場” “いこいの森”的三つのゾーンがあります。“冒険の広場”には、253mの長いすべり台(妙見スカイローラー)をはじめ、色々な遊具が組み合わされた回廊式コンビネーション遊具、小さな子どもが楽しめる児童広場、水遊びができる子どもの小川などが整っています。その他、公園に隣接してゴルフ場や妙見山の登山コースなどがあり、子どもから大人まで幅広い方々が楽しめます。

[HP] <http://web.town.taka.lg.jp/yokamura/>

chattana の森・café chattana

☎ 0795-32-4111

“木や水や風の歌が聞こえる場所”

妙見山のふもとに四季折々の豊かな自然を満喫、ゆったりとした時間を過ごせる「山のコテージ」と、地元農家の無農薬野菜など地産地消の食材をシンプルに季節とともに楽しめる「森のカフェ」。のんびりお過ごしください。

[住所] 〒679-1103 多可町中区牧野 817-41

[営業時間] 8:00 ~ 17:00

[休館日] 12・1・2月の火曜日、年末年始

[HP] <https://www.facebook.com/chattananomori>

ネイチャーパークかさがた

☎ 0795-30-5110

“ゆったりキャンプ & バーベキュー”

周りは杉木立に囲まれ、空気がとても美味しいキャンプ場です。事務棟から車で 2、3 分のところにあります。全てで 5 区画しか有りませんが、一つ一つの面積が大きいので、ゆったりとバーベキュー やキャンプを行うことができます。

[住所] 〒 677-0101 多可町八千代区大屋 378-1

[営業時間] 9:00~17:00

[休館日] 毎週水曜日・年末年始

[HP] <http://nature-park.hippy.jp/>

多可の森健康ウォーキング

一般社団法人 多可の森健康協会 ☎ 080-8306-0551

“「多可の森」で笑って歩いて健康に！心身丸ごとリフレッシュ”

町内の森の中を歩きながら、五感で自然や四季の移り変わりを感じることができるウォーキングです。歩くだけではなく、脳トレや筋力アップトレーニングなど自宅でも続けられる楽しいプログラムもあります。多可町健康保養地のホームページでは、複数のコース紹介から、ガイド付きウォーキングのお申し込みもご利用いただけます。多可町の豊かな自然を楽しみながらのウォーキングはご家族にとってきっといい思い出になります。

[多可町健康保養地 HP] <https://www.takacho.net/wellness/>

他の観光

多可町観光交流協会事務局 ☎ 0795-32-4779

そのほかの見どころも、多可町観光交流協会で紹介されていますのでご覧ください。

[多可町観光交流協会 HP] <https://kanko.takacho.net/>

スポーツ

多可町立温水プール サンスイム・カミ

事務所 ☎ 0795-35-1475

多可町では町が小さい分、みんなが顔なじみというような雰囲気があります。フロントスタッフとお客様や保護者同士という風に色々なシーンで「久しぶり！」という声を聞きます。そんな【普段着のプール】というような空気感を大切にしています。ハレの日ではなく、普段使いのプールということで、これからもアットホームな施設づくりを目指してます。

[所在地] 多可町加美区豊部 1840 番地 55

[利用時間] 平日 10:00 ~ 21:00 土・日 10:00 ~ 20:00 レディース専用 毎週月曜日 17:00 ~ 21:00

[休館日] 毎週火曜日

[HP] <https://www.nsi-sports.co.jp/school/hyogo/kami/>

アスパルアリーナ

生涯学習課 ☎ 0795-32-5122

アスパルアリーナは、室内競技全般（バレーボール・バトミントン・バスケットボール・卓球など）のスポーツ競技のほか各種イベントや展示会にも使用できます。また、ランニングデッキ（1周 140m）やトレーニングルームも併設しています。今年度トレーニングルームをリニューアルオープンしますので、ぜひご利用ください。

[所在地] 多可町中区岸上 281 番地 51

[利用時間] 9:00 ~ 22:00

[休館日] 年末年始（12/29 ~ 1/3）

[HP] https://web.town.taka.lg.jp/sports/north_arena.html

中央公園グラウンド・町民プール

生涯学習課 ☎ 0795-32-5122

多目的グラウンドは、野球やソフトボール、サッカーなどのスポーツ競技のほか、レクリエーションやイベントにもご利用ください。

[所在地] 多可町中区岸上 280 番地 51

[利用時間] 9:00 ~ 22:00 [休館日] 年末年始（12/29 ~ 1/3）

[HP] https://web.town.taka.lg.jp/sports/north_arena.html

ガルテン八千代

☎ 0795-37-1520

緑豊かな山麓に照明設備完備のスポーツエリア。約 23,000 m²の多目的グラウンド、テニスコートは全天候型と人工芝で 6 面、体育館、屋内プールは 25 m 6 コースと幼児用プールがあります。

『エーデルささゆり』の宿泊施設も集結したスポーツ＆レクリエーションの一大ゾーンです。高原の爽やかな空気の中で、スポーツを満喫できます。

[所在地] 多可町八千代区中野間 363 番地 13

[利用時間] 9:00 ~ 22:00（プールは夏期のみ開館）[休館日] 年末年始（12月 29 日～1月 3 日）

[HP] https://web.town.taka.lg.jp/sports/garuten_yachiyo.html

ジュニアスポーツ

生涯学習課 ☎ 0795-32-5122

剣道！サッカー！柔道！野球！バスケ！バレーボール！多可町ジュニアスポーツ協会では、小学生を中心に入会員を募集しています！！

[HP] <https://www.town.taka.lg.jp/files/user/pdf/syougaigakusyuu/30js.pdf>

役場以外の相談窓口

子ども悩み相談

機関名等		受付時間等	電話番号
ひょうごっ子 SNS 悩み相談窓口	24 時間こども SOS ダイヤル	連絡受付 24 時間 相談受付 17:00 ~ 20:30	0120-0-78310
子どもの人権 110 番	神戸地方法務局・ 兵庫県人権擁護委員連合会	月～金曜日 8:30 ~ 17:15 (祝日を除く)	0120-007-110
ひょうごっ子悩み相談	子ども SOS ダイヤル	24 時間	0120-0-78310
		9:00 ~ 21:00 12/28 ~ 1/3 を除く毎日	0120-783-111

妊娠に関する相談

機関名等		受付時間等	電話番号
不妊・不育専門相談 男性不妊専門相談	専門知識を持つ助産師が 電話相談を行います。	毎月第 1・3 土曜日 10:00 ~ 16:00 (祝日・年末年始を除く) 【医師による不妊・不育専門面接相談】第 2 火曜日 ※要予約 【助産師による不妊・不育専門面接相談】第 2 土曜日 ※要予約 【男性不妊面接相談】第 2 水曜日 ※要予約	078-360-1388
		月曜日・金曜日 10:00 ~ 16:00 (祝日・年末年始を除く)	078-351-3400

虐待・DV に関する相談

機関名等		受付時間等	電話番号
児童虐待相談	児童相談所全国共通 ダイヤル	24 時間	189
	中央こども家族センター (児童相談所)	24 時間 (ホットライン)	078-921-9119
	教育委員会 こども未来課	月～金曜日 8:30 ~ 17:15 (祝日・年末年始を除く)	0795-32-2385
DV に関する相談	多可町 DV 相談電話	月～金曜日 9:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始を除く)	0795-32-5166
	西脇警察署生活安全課	24 時間	0795-22-0110 [緊急時 110]
	兵庫県警本部 (DV 相談電話)	24 時間	078-371-7830
	兵庫県女性家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	9:00 ~ 21:00 (土日・祝日も相談できます)	078-732-7700

ひきこもり・不登校・いじめ・ほっとらいん相談

機関名等	内容	受付時間等	電話番号
ほっとらいん相談 青少年のための総合相談・ ひきこもり専門相談	専門スタッフが相談を行 い必要に応じて専門機関などを紹介します。	月・火・水・金・土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	078-977-7555
兵庫ひきこもり相談 支援センター (播磨ブランチ) コムサロン21	ひきこもり者本人や 家族を対象に、面接や 電話での相談を行います。	月～土曜日 10:00～17:30 (第2・4土曜日、祝日・年末年始を除く)	079-240-6299
ひきこもり電話相談 (兵庫県ひきこもり 総合支援センター)	ひきこもり者本人や 家族等を対象に、電話での相談を行います。	火～金曜日 9:30～11:30 13:00～15:30 (祝日・年末年始を除く)	078-262-8050
加東健康福祉事務所 地域保健課	臨床心理士による思 春期・ひきこもり相 談を行います。	4/16(木)、6/18(木)、8/20(木)、 10/15(木)、12/17(木)、2/18(木) 13:00～ ※要予約	0795-42-9367

アルコール問題に関する相談

機関名等	受付時間等	電話番号
アルコール依存 症を含むこころ の相談	加東健康福祉事務所 地域保健課 (加東市社 1075-2)	7/18(水)、9/9(水)、11/11(水)、 1/13(水) 13:00～ ※面接相談は要予約
	[来所相談] 兵庫県精神保健福祉センター (神戸市中央区脇浜海岸通 1-3-2)	火～土曜日 8:45～17:30 (祝日・年末年始を除く) ※面接相談は要予約
	[電話相談] ひょうご・こうべ依存症対策 センター	火～金曜日 9:30～11:30 13:00～15:30 (祝日・年末年始を除く)

子どもの救急 休日や診療時間外で子どもの具合が悪くなったら・・

電話相談

機関名	電話番号	相談時間
北播磨圏域子ども医療電話相談	0794-62-1371	18:00 ~ 22:00 (祝日、年末年始を除く)
兵庫県子ども医療電話相談	プッシュホン回線、携帯の方 # 8000 ダイヤル回線、IP 電話の方 078-304-8899	月~土曜日 18:00 ~ 翌朝 8:00 日曜・祝日・年末年始 8:00 ~ 翌朝 8:00
(財)日本中毒情報センター-中毒 110 番 <たばこ専用電話> 072-726-9922	072-727-2499	365 日 24 時間

インターネット情報

受診の判断の目安や対処法をインターネットで情報提供しています。

- おかあさんのための救急 & 予防サイト「子どもの救急」 監修：日本小児科学会 <http://kodomo-qq.jp/>
- 「救急医療 子どもの救急対策」 監修：兵庫県小児科医会 <https://www.hyogo-pa.org/kyukyu>
- 北播磨県民いきいき情報－1次救急（軽症）に対する医療機関 <http://kitaharima-ikiiki.com/kyukyuiryo/1jikyukyu.htm>

医療機関一覧

病院・医院・診療所

いずれも市外局番は 0795

区	機関名	住所	電話番号
中区	多可赤十字病院	中区岸上 280	32-1223
	おひさまにこにこクリニック	中区天田 43-1	30-0130
	近藤内科消化器科医院	中区中村町 397	32-3990
	ながお整形外科	中区安坂 71-1	32-5100
	山本医院	中区森本 23-4	32-3864
	矢持医院	中区安坂 40	32-0059
加美区	多可町立杉原谷診療所	加美区市原 44	36-0212
	多可町立松井庄診療所	加美区寺内 251	35-0029
八千代区	いとう内科 伊藤医院	八千代区中野間 1107-3	37-0235
	多可町国民健康保険八千代診療所	八千代区下村 109-1	37-2010
西脇多可休日急患センター（日曜日：午前 9 時～午後 5 時） ※年末年始除く		西脇病院 救急外来室内	23-5380
夜間・休日の公立病院診療科目の案内		消防テレホンサービス (自動案内)	48-0147

歯科医院

いずれも市外局番は 0795

区	機関名	住所	電話番号
中区	奥村歯科医院	中区中村町 94	32-0033
	永谷歯科医院	中区安坂 203	32-3971
	まなべ歯科医院	中区中村町 410-6	32-4649
	丸岡歯科医院	中区鍛冶屋 611	32-1105
加美区	市位歯科医院	加美区熊野部 790-2	35-0648
	藤田歯科医院	加美区大袋 103	36-0015
八千代区	棚倉歯科医院	八千代区中野間 1093-10	37-1708
	宮崎歯科	八千代区中野間 1074-3	37-1560